
平成26年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成26年12月5日 (金曜日)

議 事 日 程 (2)

平成26年12月5日 午前10時00分開会

日程第1 一 質 般 問

【 出 席 議 員 】 (13名)

1 番	松上 宏幸	2 番	内海 猛年	3 番	刀根 正幸	4 番	妹川 征男
5 番	貝掛 俊之	6 番	田島 憲道	7 番	辻本 一夫	8 番	小田 武人
9 番	今井 保利	10 番	川上 誠一	11 番	益田美恵子	12 番	中西 定美
13 番	横尾 武志						

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	江嶋 勝美	書記	中野 功明	書記	志村 裕子
----	-------	----	-------	----	-------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	管理課長	藤崎隆好	事業課長	濱村昭敏

【 傍 聴 者 数 】 1 1 名

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

この間、日本共産党の芦屋支部では、町民の皆さんに町政アンケートを行いました。今回はですね、かつてなく回答が寄せられております。今このくらいですね集まっています。この中にはですね、やっぱり町政や国政に対する意見や要望がびっしりと書かれており、生活の苦しさ、そして住民の要求、こういったものが切々とつづられています。

この中で、「あなたの暮らし向きはどうですか。」とこういった項目を設けています。その問いに対して、ほとんどの方が「苦しくなった。」と答えており、その理由としては「給料が減った。少なくなった。」また「年金になった。年金が下げられた。」また「仕事や売り上げが減った。」など、こういった理由で生活が苦しくなったことを訴えています。

「困っていることは何ですか。」との問いには、やはり「非正規雇用で不安定であるということ。」また「医療費や医療保険税が高いこと。」「介護保険料や利用料が高い。」こういったことなどですね、現在の安倍政権が行っているアベノミクスによる円安、増税不況、こういったものが国民生活を直撃して悪化している。こういった実態が浮き彫りになってます。こういった安倍内閣が暴走政治を突き進み、国民生活を直撃するときに、その悪政の防波堤となり、住民の暮らしと命を守っていく。これがやはりですね、地方自治体の大きな使命だと私は考えております。住民の福祉と社会保障、教育に重点をおき、国の悪政から住民の暮らしを守る芦屋町政であるということが、本当にいまこそ求められているというふうに思います。

こういった観点から、福祉と暮らしの問題について質問いたします。

まず第一に福祉会館についての質問をいたします。1点目、福祉会館は昭和60年に建設されていますが、30年近くたっているが現状はどのようなになっているのか。その点からお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

昭和60年4月に開館しました福祉会館は、社会福祉協議会の事務所として利用されていますほか、ボランティア連絡協議会でございます「手をつなぐリボンの会」及び「老人クラブ連合会」の活動支援場所などとして利用されております。

ヘルパーステーション部分は、社会福祉協議会が訪問介護事業を実施するために建設し、平成14年4月に町へ寄付されております。

建設後、29年を施設は経過しておりますけれども、躯体的には特に問題がありませんでしたので、町でこれまで大きな改修などは実施しておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

昭和60年に建設されて29年たっているということですが、そういった点では、昭和50年代60年代という点では、まだ耐震問題とかいうのはあまりよくクローズアップされてなかったわけですけど、耐震基準こういったものは福祉会館は十分なのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

耐震診断が必要なものにつきましては、昭和56年以前のものを対象としております。福祉会館につきましては昭和60年の建設でございますので、耐震改修を要する施設ではないというふうに判断しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一応、昭和56年までで、56年以降については耐震もですね、施して建設するというそういったふうなことになっていますが、ただ問題なのはですね、阪神大震災を契機にして、その耐震ではやっぱり不十分であるということで、建設物の耐震改修の促進に関する法律というのが制定されました。その後ですね平成18年にですね、やはり福岡にいろいろ大きい地震もありまして、建設物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針というものも出ています。その後、

福岡の西方沖地震とか新潟の地震とかありまして、東日本大震災が起こったということで、やはり全面的な公共施設の耐震を見直すということが言われていまして、平成25年にはですね、耐震改修促進法というのが施行されています。そういったふうにみますと、ただ昭和56年以降の適応を受けているということで、公共施設として、いろいろな先ほど言ったボランティア団体だとか、福祉の関係の方とかそういった者が集まる場所。まあ当然いろいろな災害が起きたりするときにはですね、住民が避難する場所とかそういったふうなところになっているところが、現在耐震診断も行っていないという点では、それはどうなのかなと思いますが、今後耐震診断を行うと言う考え方はございますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、川上議員がご指摘ございました耐震改修促進法ですね。これに基づいて町は耐震診断を実施しています。その中では先ほど言いましたように、昭和56年以前に建設されたものがその対象であるということです。この福祉会館につきましては耐震改修促進法に基づいて、耐震診断は必要ないというふうに判断しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

はい。わかりました。それでは2項目の近隣の町の福祉会館に相当する施設はどのようなになっているのか。この点についてご質問いたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

社会福祉協議会の事務所があること。それから、施設で福祉や健康づくりの活動やサービスの提供が行われているという前提で説明させていただきます。

郡内なんですけども、水巻町は第二庁舎という位置づけですが、平成7年度に整備された、いきいきは一着がございまして。設置目的は世代間交流や健康づくりの場を目指すものとなっております。施設管理は町が行っており、社会福祉協議会は賃料を支払って事務所を設置しております。

遠賀町は平成12年度に整備された、ふれあいの里が相当します。施設の設置目的は他世代間の交流を図り、教養と福祉の向上を図ることとされており、施設は歴史民俗資料館、入浴施設や研修室、宿泊棟などで構成されています。施設管理は社会福祉協議会が指定管理者となって管理

し、事務所も設置されております。

続きまして、岡垣町は平成9年度に岡垣総合福祉保健センターいこいの里が、町民の総合的な福祉と健康の増進及びふれあい交流の場の提供を目指して整備がなされております。施設には健康増進活動や研修に使用する会議室、入浴室、高齢者の在宅支援のためのデイサービスの実施場所、農園などの屋外施設で構成されております。管理は社会福祉協議会が指定管理者となっており、事務所も設置されております。また、シルバー人材センターの事務所もございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今言われたようにですね、どこの町の施設も平成7年以後に建って、私もそれぞれの施設には行ったことあるんですけど、よく言えば近代化されているという公施設です。施設自体の大きさも、芦屋町の福祉会館とは違いますし、また先ほど言われましたように、使われている内容としてもですね、浴室があったりとか、スポーツセンターがあったりとか、そういったことでいろいろ違うような状況ですが、そして社会福祉協議会が入っているということにおいても、指定管理者で入っているとか、形態がいろいろ違っておりますが、どちらにしてもですね、そういった点ではある程度ちゃんと設備されており、社会福祉法に基づくですね、社会福祉協議会の活動拠点としてなっているところです。こういった具合でですね、他町村ではその施設の整備が進んでいの中で、今後のですね、社会福祉の拠点としての社会福祉会館のありかたについて、こういった論議が必要と思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現時点ですが、担当課としては大型の福祉会館構想というのはもっておりません。また社会福祉協議会との協議事項も正式にはあがっておりませんので、27年度から進めます公共施設等総合管理計画を検討する中で、改めて検討が必要になるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この町ですね、今度の全員協議会で出された資料の一般会計財政シミュレーション。こういった中でも今後の大型事業の定義のあり方とか、福祉会館については触れられていません。当然

それほど大きな施設でもないのですよね、こういった考えがなかったと思うんですけど、ただやはり今論議されている高齢者福祉計画。そして、障害者福祉計画、地域福祉計画の中、こういった中ではですね、やはり福祉会館の役割というのがですね、重要なものとなっております。そういった点ではですね、建てかえるとかそういった分ではなくて、やっぱり今芦屋町、スクラップアンドビルドがなくてですね、長寿命化計画の中で施設を使っていくというそういった方針を出していますので、やはり現状にあったですね、改修等がですね、必要だと思いますが、今は今後のですね検討課題になっているということですが、そういった点ではですね、こういった計画、その先ほど言った福祉計画ですね。さまざまな。そういった観点から整備するというお考えはございますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

それらの計画につきまして、それらの計画の視点から見た福祉会館の整備というのは検討は深まっていないというか、結論じみたことは出しておりません。ただ、今後の地域福祉それから高齢者福祉計画。こういったものを踏まえますと、やはり皆様方が歩いてというか、寄り付きやすいところで何か事業をする。介護予防事業をする。交流事業をする。ということが、今後の計画の中では目指されております。そういった意味からしますと福祉会館というものではなくて、地域の公民館を活動したり自治区の公民館を活動したり、そういうふうにして地域福祉なり高齢者福祉を進めていこうという考えが大きいのではないかと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

わかりました。

それでは、2点目のですね、障害者の相談支援体制について伺います。障害者総合支援法のもとでは、相談支援体制を強化し、支援を受けるすべての障害者についてサービス利用計画を作成することになっております。サービス利用計画の相談支援事業は、平成24年度からすべての福祉サービスを利用する人に義務付けられています。

一方で地域の委託相談支援施設は、県からの支援がなくなり、現在は、指定特定相談支援事業所になっています。指定特定相談支援事業所は3障害に対応ができるなどの条件があり、相談支援専門員は3年の専門相談支援実務経験などの専門家としての高いスキルが要求されています。

しかし、収入はサービス利用計画1件につき1万6,000円の計画策定報酬のみで、事業所

は年度当初から赤字運営に陥っています。障害がある人の利用計画をつくるには、本人の意思表示があらわれるまでじっくり話を聞き、待ち、一緒に生活をしながら、ニーズを読み取るために多くの時間が必要だそうです。社会資源がまだまだ乏しく、ニーズがわかっているにもかかわらず支援メニューがないことも課題になっています。

事業所からは、「本来は利用者にとって最もいい支援は何かを考えることが重要なのに、採算を考えると利用計画の数を多くこなすことばかり考えてしまう。」「今一番望むのは財源を確保してほしい。」とこういった声が寄せられています。

事業所が赤字で、施設の運営費から持ち出しになっているこういった現状は放置できません。

そこで質問いたします。まず、1点目に相談支援は障害者福祉の推進の中でどのような役割を果たすことが求められているのか、町の見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

相談支援は障害者本人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする役割を担っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、次の芦屋町の相談支援体制の現状と今後の方向性については、どのようにお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町の相談支援体制は、主に四つございます。

一つ目は、役場窓口での相談支援でございます。これは、福祉課障がい者・生活支援係で総合対応するものです。

二つ目は、障害者相談支援事業でございます。本事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施するもので、障害者などからの相談に応じ、障害福祉サービスなどの必要な情報を提供するとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことで、障害者などの自立した日常生活に寄与することなどを目的にしています。現在芦屋町は、みどり園、遠賀町の障がい者相

談支援センターふらむの２カ所へ相談事業の委託をしております。

利用実績は、２３年度が２１件、２４年度が２４件、２５年度が８８件、２６年度が９月までですけれども４７件と、年々相談件数が増加しております。

三つ目は、身体障害者福祉法及び知的障害福祉法に基づき実施している相談事業でございます。これは２４年４月から県から移譲されてきた事業で、芦屋町では２名の身体障害者相談員、１名の知的障害者相談員を配置しています。身体障害者の方の相談は、地域活動の支援及び更正援護、知的障害者の方の相談は教育、生活、修学などに関する対応を行っています。利用実績は、２４年度は４件、２５年度は５件、２６年度は現在まで利用実績はあがってきておりません。

それから最後になりますけれども、四つ目は計画相談支援事業でございます。平成２４年の障害者自立支援法の改正により、相談支援の制度がかわって創設された制度でございます。障害者の方が、作業所への通所やケアホームの利用を始めるときなど、民間の相談支援事業所で相談を行って支援計画を作成するというものでございます。具体的に申し上げますと、相談支援事業所の相談支援専門員が、障害者一人一人に対し、相談を受けながら「サービスなど利用計画」を作成するものです。この後、この利用計画に基づいて、町が障害福祉サービスの利用決定を行います。国からは、２４年度から２６年度の３年間で、芦屋町全ての利用者の利用計画の作成が義務付けられておりますけれども、２６年度末までには１３３名全員の利用計画が作成される見込みでございます。

それから、この相談支援事業の依頼先につきましては、各市町とも確保に苦労している現状にあつて、本町も町内外の事業所にも要請しましたが、なかなか難しい状況でございました。現状として、多くの利用計画の作成をみどり園に担ってもらっていますけれども、本年１１月から社会福祉協議会が新しく相談支援事業所に指定されましたので、相談支援体制の充実が図られております。現状としては、町の窓口を除き、この三つの相談支援体制は継続する方向です。しかし、相談支援事業がかなり多くなっている現状もあります。相談支援体制の趣旨でございます障害者の方が、自立した日常生活や社会生活を営むことを目指す上で支障が生じるなどの恐れがあれば、状況を見ながら対応を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 １０番 川上 誠一君

今、相談支援体制というのが、四つに分かれているということですね、これはやっぱり障害者のそういった問題については支援者制度から障害者自立支援法、そして今度の総合支援法というそういったふうにどんどんどんどん法律もかわっていく中でですね、なかなか把握しにくいよ

うな状況になっていますが、今一番問題になっているのが、4番目のサービス利用計画をつくる相談問題です。これは冒頭も言いましたようにですね、1件につき1万6,000円の計画策定報酬のみということになってます。1件に1万6,000円ということで、1人の相談員さんが月に20件回ったとしたら、32万円の収入が得られるわけですけど、32万円の中からいろいろな必要経費とかそういった部分を引いていってもですね、いけば、当然相談員さんの人件費というのがなかなか出ないような状況が生まれてきています。そういった中で、そこら近所どうカバーするというふうになれば、その相談事業を受け持つ施設が、ほかのところからその分を補填していくという、そういったことが最初からもうわかっているような状況になっています。これについてはやっぱり、簡単に言えば国や県、町も含めて口は出すけど、金は出さんという、そういった状況が生まれているのが現場の状況です。それで、そういった点で自治体によっては、そういった状況の中でとてもこれは十分な相談体制が整っていない。さっき言ったように月に20件持って32万円が入ったとして、またあくる月に20件持って32万円の収入を得るというようになりますけど、ただこれはその数の上のことだけで、1カ月目に20件持った方がサービス計画をすぐにできるかといったら、さっきも言ったようにいろいろな聞き取り調査とかことをやっていく中で、またそういったことで1カ月だけではなくて、またその次にも繰り越すとかいうことになって、2カ月目に20件持てばですね、その20件の担当じゃなくて、40件の担当となってくるそういったふうに相談員にもものすごい大きな負担が出てきているから、十分な対応がとれないとそういった声が聞かれます。そういった点でですね、自治体によってはそういったところを解決していくために、一定のその横出し、自治体としての横出し支援を行いですね、そういった財政問題についての解決を図ろうというそういったところをやっている自治体もあります。そういった点でですね、採算が合わないということについて、その町の援助、こういったことについてどういったふうに考えるのか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま川上議員のご質問ありました相談支援事業につきましては、介護保険制度同様にですね、民間の事業所で利用計画を作成するものでございます。介護保険がそうでありますように、現状の障害者福祉制度においては民間の事業所が利用計画を作成するものでございますので、補助制度にはなじまないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

「なじまないというように考えております。」ということですが、ただ、調べたところによると、やっぱり横出しをして、その分をやっている自治体もありますということなんですよ。聞くとところによると、岡垣町も何らかのいろんな支援をして、そういった問題についての解決策を図っているということも聞いております。それで、先ほども、例えば、そういった点で、相談員の負担が大きくなるから、もっと相談するところをふやしなさいということですね、今度11月から社会福祉協議会が受けるということになっていますが、この社会福祉協議会が受けたとしても、1人相談員を担当することによって、そういったふうに月に10件しかないのであれば、その16万しか入ってこんど。あと残りの経費を引いた中で、残りの人件費は社協が負担するというそういった事態が生まれてくると思いますので、そこら近所がですねそれぞれ、みどり園にしても社協にしても、やはり障害者のそういった施策にかかわっている施設なんで、採算を度外視して、これを自分たちでやらなければほかに受けるところがないから、やっぱり使命的にやっていこうとそういった中でから、今度もまたそういったふうに芦屋町は2件ふえますし、この2件ふえただけで足りるかといったら、やっぱり十分なサービスをしていくという点では足りないもので、もっとふやしていく必要があるんですけど、こういったふうに最初から赤字が出るというふうな状況の中で、やっぱりなかなかそういったところに参入してくる業者も少なくなってくると思います。確かに、別個にですね、さっき言った四つの支援があるということだった——相談があるということだったけど、その中で1件につき3,000円の報酬が出る相談もあります。ただ、この相談を受けたとしても、今度はそれを補助金を申請するのに多くの資料を——書類を提出せないけん。その量だけでも半端ではないという問題。そして、それは全て包括してできないわけで、一件一件について全部書類をつくらないけんということですね、到底そういったふうな時間的余裕がなくて、申請ができないとそういったものもあります。そういった中でではですね、やはり私は芦屋町としてもですね、そういった横出しサービス、そういったものも考えていくことが必要だと思いますが、その点理事者のほうでですね、こういったふうにお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

相談事業のいわゆる事業者に対する支援ということのご質問でございますが、ご存知の議員ももうよく、社協の理事もされておられますので、その辺の内容はよくご存知かと思いますが、利用者は遠賀町の事業者、それから芦屋町外の施設を利用してさまざまな相談ケースが考えられるわけでございます。広域的な視点、それから利用といった現状もあるわけでありまして。遠賀郡また

は中間市が入った自立支援協議会などの枠組みで、まずは現状を把握することが第一ではないか
と思っております。川上議員が今言われた社協は最近11月に始めたばかりですので、今後の推
移を見守って、今おっしゃられたことは今後の課題ということで、ご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは次にですね、先ほど言った社協の参入の問題ですけど、こういった相談事業をやると
いうふうになれば、障害者は知的障害、精神的障害、身体的障害という三つの障害があつて、や
はりそれぞれにやっぱり個人のプライバシーの問題があります。それを受けて相談を受けるのに
ですね、やはりプライバシーを守るために、まず第一に相談所をつくるということがそういった
施設にとっては一つの課題になります。今、お手元に資料を配っていますけど、資料の5と6で
すね。5にみどり園の相談室ということで、これはみどり園の相談室の入口です。6に相談室の
中の状況ということで、相談室の中になっております。もともとこの相談室というのは、みどり
園は陶芸室であつたのをですね、この事業を受けたときに個人のプライバシーを守らなければい
けないということで、相談室を個室としてつくってですね、この中でいろいろな相談を受けてい
るという、こういった状況になっています。

今度ですね、11月に社協がこういった相談を受けるというふうになればですね、今の社協の
スペースをみますと、こういったふうに個人のプライバシーが守られるようなそういった部屋は
ありません。そういった点ではですね、そのこういった相談室をちゃんと確保していつて障害者
のプライバシーを守っていくという、そういった問題が必要になっています。

それと、これは1から4まではですね、社協のトイレの状況を写しています。1番目にですね
福祉会館の男女兼用トイレということで、福祉会館のトイレはですね、一番突き当たりの左にあ
る白いのが男性用のトイレの便器です。その右手にあるドアノブのついているのが女性用のトイ
レになっています。それで男性がですね、しているときに女性が入っていったりしたら、ちょっ
とやっぱりなかなかもう入れなくて、すぐ出るとか、また女性がトイレに入っていたら、男性が
入ってきてトイレから出られなくなるとかそういったように、今の現状の中ではトイレの状況に
はそぐわないようなそんな形態にもなっています。それと、ここに併設して障害者用のトイレも
ついています。2番目にあるようにですね、ここを入っていくのに狭い昔の廊下で、車椅子では
大変通りにくい通路となっていますし、中身も3で見ればわかるようにですね、本当に旧式のト
イレで、今役場の障害者用のトイレなんかを見ればオストメイトとかいろいろな設備も整ってで

すね、してありますけど、本当に旧式の中も狭いですね、車椅子で入ればもういっぱいになるようなトイレです。それからそのトイレの仕切りも4にあるようにですね、アコーディオンカーテンで仕切られているということで、ちょっとこれは福祉会館で今後相談事業をやる中で、多くの障害者が訪れていく中でですね、またボランティア活動をされている方々がですね、使用していくという点では、ちょっと今の現状ではあまりにもひどいのではないかなと思うんですが、こういったものについてもですね、特に相談室は相談事業をやる上では必ずつくらなければいけないものです。

町長、この写真を見て、そういった点でこの現状をどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

だから設備、施設のことなんでしょうが、社会福祉協議会から要望、まず要望をあげていただきますよね。全てこういう公共施設において、学校は学校からの要望だとかいろいろな要望があがるわけですが、この件につきまして、担当に聞きましたところ要望は上がってきていないということです、先ほども申し上げましたように、議員、社協の役員でございますので、ぜひ社協の中でですね、こういう写真を役員、理事会でも諮っていただきましてその要望をですね、まず町のほうに出していただくということが第一ではないかと思っておりますので、答弁はそれくらいでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この問題は社協の中の理事会でも出てきている問題ですし、理事にはやっぱり役場からも福祉課長も出ておりますね。それと先ほど第一点目の福祉会館の問題も言ったように、福祉会館自体は町のもので、やはり主体的には町がしなきゃいかんということで、やっぱり社協のほうはなかなか言いにくいとかいうこともありますけど、ただ今回はこういった相談事業をやるという点になればね、私はトイレという問題も相談所をつくらないというものがあるので、それに付随して、また障害者が利用するトイレとかそういったものも、やっぱり今の時代にふさわしいように改修していくべきだと思いますので、当然社協のほうからもちゃんとした正式にですね、要請として、要望を出すべきだと思いますが、そのときにはですね、ぜひですね、当然11月から相談事業もやるわけですから、そういった点ではプライバシーが守れるような相談事業であるようにするためにもですね、改修をしていただきたいというふうに思います。

続いてですね、3点目のプレミアム商品券について伺います。まず、第一点目プレミアムつき

商品券の経済効果はどうであったのか、この点について伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

プレミアム商品券の経済効果はどうだったのかについてお答えいたします。

今年度につきましては、4月からの消費税率引き上げに伴い、特に4月～6月において消費者の買い控えなど消費の落ち込みが懸念されることから、消費の落ち込みを緩和し、商店街をはじめ地域経済の活性化を図るため、県の中小企業振興課より、一定基準の商品券の増額を行えばプレミアムの一部助成を拡充することとなり、芦屋町においても商工会と協議を行い、今年度につきましては、1億1,000万、10%のプレミアム付きの「にこにこ商品券」を発行することとなりました。商工会より5月25日に2,200万、6月29日に4,400万、10月15日に1,650万を発行し、12月14日に2,750万を歳末大売出しと連動して発行する予定でございます。

商品券につきましては、いずれも短期間で完売しているとのこと。にこにこ商品券については、町内での消費に限定されているため、町内の事業者及び消費者にとっても効果は十分にあると考えております。また、商工会が行っているアンケート結果からも、通常の買い物、食料品や生活必需品、日用品の購入などに使用の方がメインであることから、一般小売店では一定の効果があつたのではないかと思います。

通常の商品券、額面500円については、アンケートを見る限り、2～3割の方は、「商品券がなければ町外で購入する」と答えており、商品券を発売することにより、一部消費の町外流出を防いでいるのではないかと考えております。

高額商品券では、事業所への聞き取りの結果、「商品券があつたから工事を受注した。」という声が多数ありました。また、町外事業所の町内流入への対抗手段として、高額商品券の発売を積極的に活用し、受注につなげた事業所もあつたということでございます。お客様についても感謝されているという声が聞かれているということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

わかりました。

次の2点目のプレミアム付き商品券に対する町民の反応はどうであったのか。今の答弁もあつたようですが、これについてはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

2 番目のプレミアムつき商品券に対する町民の反応はどうだったのかという形で、この 10% のプレミアムがつくということで、大変喜んで購入されているということを聞いております。事業開始 6 年を経過しており、認知度も高まり、売り切れる時間も年々短くなっているということになっております。また、町民の要望に応じまして、24 年度より高額商品券の発行、額面は 1 枚 5 万 5,000 円になります。26 年度につきましては、10 月の発売において、高齢者を対象にした先行販売を行いました。多くの方々に購入していただくため、通常の折り込みの周知だけではなく、敬老会に商工会の職員が出向いて行きまして、にこにこ商品券のチラシ等を配り、宣伝をした結果、多くの方が先行発売という形で購入されたということを聞いております。

通常の商品券は高齢者の方々が生活必需品等の購入に、高額商品券については住宅関連の工事・修理に活用されており、町民の反応はよいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

このですね、高額商品券については、——プレミアム商品券については、やはり暮らしが助かりですね、本当に地域経済の活性化に繋がるということですね、私は大変評価しているものなんですけど、特に今回ですね、高額の 100 万円までのをつくりました。私もこの間一貫して、住宅リフォーム助成制度の創設をということでこうやってきたわけなんですけど、そういった点では、この高額商品券で住宅リフォームを行うというそういった方もですね、ふえてきています。それで高額についてはですね、やはり、住宅関係のリフォームで使ったのはどのくらいあったんでしょうか。わかりますか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

全体として 84 件の購入がありまして、その中で 49 件の工事関係、住宅関係の修理がっております。全体の割合としては 75.9% という形になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この住宅リフォームに関しては、例えば100万円の商品券で住宅のリフォームを行うというふうなことになるんですね。例を挙げれば外壁をつくろうと思って、やりかえようと思ってですね100万円のこれを申し込みます。外壁を扱うわけなんです。そのときにやはり外壁を扱ったときに、例えば風呂も浴槽をやりかえるのにやはり外壁を当たらなければならないので、まあ外壁をやりかえて、またあとからやるという点では手間ですから、一緒にやりかえたらどうですかということで、そしたらその風呂、浴槽と一緒にやりましょうと。そして浴槽を当たったら、台所の壁を扱わないといけなくなったので、そのときに台所もやると。台所を扱ったら今度はキッチン収納庫とかそういった分もやりかえましょうということになります。それと外壁を扱ったときに、サッシも古いからサッシもやりかえましょうとなります。サッシもやりかえて、そして今度はサッシをやりかえたら、ロールカーテンつけたらどうですかということで、ロールカーテンをつけるということで、100万円のリフォームをやるのに

100万円の経済効果だけではなくて350万から400万ぐらいのですね経済効果が出てくるということで、これは額面だけじゃなくてそれ以上のやっぱり広がりがあると思いますし、何よりもそれを地元の業者でやってくださいということになるのでね、そういった点で大きな影響があると思います。100万円というので、100万円だったら10万円のプレミアがつくということで、やっぱりそれがほしいから当日発売日は早い人で7時すぎぐらいから並んでですね、やっぱりこれにはずれたら、100万円のリフォームを考えているけど、10万損するから早くこないけんということで来ています。おそらく10時くらいには全部全て完売したというふうに聞いていますので、そういった点では住民にとって本当に必要な制度ではないかなと思っています。ただやっぱり、これについてもですね三点目のこの制度の問題点についてどういったふうに考えるかということで、今までの中でこういった点が問題なのかということを確認されているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今後のこの制度の問題点としましては、今後も継続して発売していく場合、財源の確保というところが一番の問題となってくるのではないかと考えております。現在はこのプレミアム率、町が5%負担、県が3%、商工会が2%を負担をしておりますが、もし、県の負担がなくなった場合のこの負担割合をどうするのかというところが、商工会との協議が必要となってくるのではないかと考えております。

それと、あと消費者ニーズに合わせた、商品券の発行金額やプレミアム率等、社会経済状況の

変動に応じて対応していく必要があるのではないかとこのように考えております。

できるだけ多くの方が、購入できるような仕組みづくり、公平性や透明性、それとあと周知の方法を考えていく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

いろいろな問題点等もあると思いますし、特に高額の場合について、例えば住宅リフォームする場合だったら、やっぱり100万円ということで大きな金額がすぐなくなっていくわけです。そういった点ではですね、例えば糸島市なんかプレミアムつき商品券でリフォームをやっていますが、この中ではですね、その商品券の中で内訳を決めて、例えば住宅リフォーム分が2,200万円。一般の商品券の分が8,800万円ということで、中の区割りをしてからやっているという点で、そういったニーズを確保しようということもやっている自治体もあります。

それから、私は一番問題なのはですね、この確かにさっき言ったように町が5%、県が3%、商工会が2%ということで、一般的にはこの券がなくなってくる部分もあるかわからんですけど、確かに商工会が2%出しているんで、結局この事業をやるのは商工会の会員さんだけということに限られています。ところが、やっぱりこれを町が5%出しているのであれば、町は5%というのは基本的には税金でしかありません。皆さん方が負担しているということです。ですから、商工会の会員さんの業者だけしかできないという点ではね、そこら近所ちょっと税の公平性から見ればですね、おかしい面が出るんじゃないかなというふうに思っております。

例えば太宰府市なんかでは、これはやはり同じように商工会がやっているわけですが、これについてはですね、全ての市内の事業を有する事業者対象となっております。商工会に入っていないでもいいですよ。それで、差別化はどうしているかといったら、換金手数料で、商工会の会員さんは1%、非会員は4%ということにして、そういったことで全ての事業者、市内事業者の仕事が回るようにしている。というそういった点ではそこら近所も考えるべきじゃないかなと思いますし、もっと言えば、私はもともとこれを商工会に負担させるのではなくて、やはり住宅リフォーム制度のように町自体がやっていけば、そこら近所が全ての町内事業者に公平に事業を受注させることができるというそういったふうに考えますので、ただその形としては住宅リフォーム助成制度でも、プレミアム商品券でも、とにかく住宅リフォームをやっている地域が活性化すれば、私はいいと思いますので、そういった点ではですね、そういったものも含めながら、今後検討すべきではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

町としまして、このプレミアム商品券につきましては全ての商店、事業者を対象としてやっていただきたいと思います。ただ、今、川上議員が言われましたその手数料関係、会員、非会員というところがやっぱり商工会のほうも出ておりますので、今後検討していくというところはちょっとあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

住宅リフォーム助成制度もですね、福岡県内でもやはり過半数の自治体が住宅リフォーム助成制度を取り組むようになりました。やはり、今の経済状況を見たらやっぱり本当に小さな町では地元で仕事が落ちないというそういったものがありますので、どこの自治体も自分のところの事業者をどう育成するかという点でですね、こういった制度をつくってやっていっていると思います。そういった点でですね、改善もしながらですね、また来年度についてもですね、私は基本的には枠を広げてですね、やっていただきたいというように考えてますが、その点はいかかでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

来年度についてという形になります。消費の増税は1年半先送りされまして、中小零細企業の景気回復という点では、依然厳しい状況というふうに考えております。そのため、景気対策や消費の増大・継続を促すためには、来年度についても実施していく方向で商工会と調整を行っているという状況になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

本当に暮らしが助かりですね、地元事業者、地域の活性化につながるですね、こういった制度を今後も大きく広げていただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、2番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

2番、内海でございます。

それでは通告書に基づきまして、一般質問をいたします。件名は26年度全国学力テストについてでございます。

文部科学省が本年4月22日に小学校6年生、そして中学校3年生を対象に実施しました、全国学力・学習状況調査、別名全国学力テストの結果が8月25日に公表されました。全国的な状況を見ますと、全国の平均と下位の都道府県といいますか、この差が縮まって、底上げがされているということと、もう一点は児童・生徒のアンケート、これ学習状況調査なんですけども、この中で平日に携帯電話、それからスマートフォンなどを長時間使用する子供については、成績が低い傾向にあるという調査結果が出ております。そこで、まず次の質問を行います。

第一点目として、芦屋町の小学校や中学生の学力は県内市町村や全国平均と比較してどのような数字になるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

県内市町村ごとの平均正答率は公表していませんので、26年度の全国平均との比較でお答えします。小学校、3小学校の平均では、国語Aはマイナス2.5、国語Bはマイナス5.1、算数Aはマイナス1.1、算数Bはマイナス3.4となっています。中学校では、国語Aはマイナス0.4、国語Bはマイナス5.7、数学Aはマイナス3.4、数学Bはマイナス3.3となっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

それでは今、調査結果が出ました。全国との平均ですけども、県との平均は出されていますでしょうか。どうぞ。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

県との平均の数値ちょっと、差を出していませんので、数値をちょっと述べさせていただきます。26年度ですね。小学校の国語A、県が72、芦屋町が70.4となっています。それから国語B、県が54.4、芦屋町が50.4です。それから算数A、県が77.7、芦屋町が77.0。それから算数B、県のほうが57.4、芦屋町が54.8となっております。

それから中学校のほうになります。同じく26年度です。県が78.4。国語A、78.4、芦屋町が79.0。それから国語B、県が49.6、町が45.3。それから数学A、県が65.6、町が64.0。数学B、県が57.8、町が56.5となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ほとんどの科目でマイナスということが出ております。それで全国的に見ますと、福岡県の平均が全国47市町村で大体38番目。なおかつ福岡県の平均よりも芦屋町はマイナスが多いということです。これは当然、成績が悪いということになるかと思っています。

私たちは芦屋町の子供たちがどのような学力の状況になるのかというのをなかなか知る機会がありません。先日、私、芦屋小学校の公開授業を見させていただきました。ちょうど5年生の授業だったと思いますが、算数の時間を拝見いたしましたら、先生の質問に対して子供たちがはきはきと答えておりました。すごいなあという感銘を受けたところでございます。しかし、今回このような結果を見て、大変驚いております。何でだろうかという。そこで、今あの学校では——教育委員会のほうでは、小学校4年生までの35人学級、それからイブニングスタディ、芦屋型の小中一貫教育、キャリア教育など多彩な事業に取り組まれておられます。だけど、結果としては、ちょっと私も24年度から見てみますと、24年、25年、26年、学力は逆に下がっているという状況が目に見えてまいりました。この状況について教育長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今、議員ご指摘のとおり確かに下がっております。今一番、芦屋町の場合23年度がピークでございました。その時点のこと言っちゃしょうがないんですが、これなぜかというのは、はっきりいって私たちもよくわかりません。これだけいろいろ作戦を立てて、一生懸命やっているんですけども、ただ考えられるのは一つはやっぱり、学力が教員の努力とか教育委員会のいろい

ろな施策だけではなかなかそれが反映されていない。そうやって言うと逃げみたいになりますけれども、実態としてやはり家庭の教育力、学力が家庭とともにないと、どうしてもついていけない。学校でいろいろやっていることが家庭で定着されていないということがあるわけですから、そういう言い方が一つ、1点あるかと思います。

いつも毎年、学力検証委員会で、学識経験者も入れた中で、実態を洗い出して、そしてどうやっていくか対策をたてているわけですが、なかなかうまくいっていないというのが事実です。まあ若干上がったたり、下がったりがあるわけですが、一つはそういう家庭とともにあるというのがそこが一つある。もう一つは先生方が異動して行きますので、へんな言い方ですが、せっかく育ったのがまた出て行くというようなこともあるし、そういうところが相乗的になってきたんだろうと思っていますが、今それらのことを、原因をいろいろ言っただけじゃございませんので、対策をどうするかということで今立ててやろうとしているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今回この結果を受けて、教育委員会の教育委員さん、ほかに4名おられますけれども、ほかの4名の教育委員さんの反応はいかかがなものでしょうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

特に今年はですね、みんなびっくりしました。何よりも校長たちもびっくりしている。なぜかという、学校はしっかりもう一回分析せえってしていますけれども、分析はしているんですが、教育委員さんたちもやっぱり、これなぜかって言って、学力検証委員会の中には教育委員さんも入っているわけですが、これが一つ大きな原因だという原因をなかなか特定できないというのはきついなと思っていますけど。答弁になりませんが、教育委員も私も含めてショックは大きかった。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

原因がわからないということですが、これはいろいろな状況を検証しながら改善策を見つ

けるべきだと思っていますし、今のお話の中では家庭の家庭環境も一事あるのではなかろうかというお答えがありました。

次に２点目のほうに移らせていただきます。昨年１１月に文部科学省が、方針を変更しまして、教育委員会の判断で学校別の成績を公表できるようになりました。芦屋町の場合インターネットでの公表がされておりますけども、この要するに学校別の公表についてどうお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

先ほども全国との比較で、３小学校の平均ということで、出させていただいていますが、もとこの公表につきましては、平成１９年度から文科省の指導によりまして、文言で公表しなさいという指導がっております。その関係で芦屋町につきましても、ホームページで「やや上」とか「わずかに上」とかそういった表現でしてきているわけですが、国におきましても公表につきましては、都道府県別の平均正答率を公表しています。それから、県につきましては教育事務所ごとの平均正答率を公表している。市町村につきましては、先ほど言いましたように、文言で公表していますけど、各学校ごとではなくですね、公表する場合においてはですね、小学校複数あれば平均で公表しているという形をとっています。

この公表において各学校のほうには通知が行きますが、教育委員会のほうにはそのあたりの情報は全く入ってきません。他町の小学校の成績はどうかということも入ってきませんので、比較のしようがないということで、ほかの町の公表を見ていただければわかると思いますが、先ほど言いました国語と算数、数学、このあたりのやや上回っているとかといった公表だけでございます。芦屋の場合はそれに加えて、学習状況調査の結果と学力のかかわりも含めて公表しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 ２番 内海 猛年君

２５年度の学力テストの結果をホームページで公表していただきまして、私もこれ見させていただきました。先ほど学校教育課長がお答えされましたように、かなり上回っているとか、やや下回っているとか、なかなか判断に難しい。ややがどのくらいなのかわからない。これを見ますとですね、プラス２．５、プラス２ポイントで大体、かなり上回っている。マイナス１．７、マイナス１．４でほぼ同じである。マイナス１．３、マイナス１．３でほぼ同じである。そういうような

形でマイナスでもほぼ同じという表現がされています。

それで、先ほど教育長の答弁の中でも、やはり家庭環境、保護者の方がいかに子供たちに勉強の必要性を説くかということになれば、当然こういうふうなものも数値で表すことが、実態を掴める上での要素ではないかと思っています。こういうふうにちょっと濁したような形で書けばなんのことだろうかという、なかなか危機感を感じないような状況になっています。ただ鳥取県のほうではですね、情報公開をすれば、学校別に出しますよということもちゃんとうたわれています。

それについて、この仮に序列化を防ぐということであれば、いろいろ問題があるかも知れませんが、数値で表すということ、これはできないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

公表というのはですね、何のために公表するのか1点あると思います。私はやっぱり説明責任という意味で公表することはもう当然だと思っています。今、あの議員おっしゃいましたように、学校はですね、保護者宛、そして個人宛に、そしてそのとき保護者にそういう点数は全て出しておりますので、そういう意味では保護者に対する公表については学校が責任を持ってやっているというふうに思っています。ただ、私たちが例えば、何々小学校がどうだという、いわゆるナマテンといいますかね、これを出すことについては先ほど課長が申しましたように、「文言で」という指導があっていましたから、それで従ってきたわけです。ただ、先ほど議員がおっしゃいましたように、今年から文科省が公表方法について変えましたよね。教育委員会のもとで各学校の得点を公表してもいいということになりました。これについては点数、いわゆるナマテンと言いますか、正答率という点数で出しているというのはですね、実は先日も郡内の小学校の校長会がありました。そのときに各学校どういう出し方をしているかと聞きましたら、やはり文言で出している。子供たちにはナマテンが行っていますから、保護者等についてはしっかりやっている。そういう説明がありました。

それから芦屋町でも各学校が学校便り、小学校は学校便り。それからこの間は10月の20日前後に土曜授業など使って保護者宛にこういう実態でございました、こういう取り組みをやりましたという実態とあわせて今後の取り組みについて説明して、保護者にはそういう意味での説明責任を果たしたというふうに私は捉えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

保護者のほうには情報提供されているということでございますけども、やはり芦屋の子供は芦屋で育てるという文言がございます。地域を挙げて子供の見守り、学力向上を願うべきだと思っております。今回の公表については序列化という反対論もありますし、先ほど申し上げましたように、地域を挙げての学力向上に役立つという賛成論もあります。ただどもどちらがいいかなかなか難しいでしょうけども、できるだけきめ細かな情報提供をすることがやはり芦屋の子供は芦屋で育てるというモットーといいですか、そういうものにつながるのではないかという思いがしておりますので、もう少しご検討のほうよろしくをお願いいたします。

それでは3点目に移らさせていただきます。

先ほどより、学力が落ちているということを私は申し上げました。今後の学力を上げるための取り組みとして、どのようなことをお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

芦屋町学力向上検証委員会での意見も勘案して、各学校の実態に応じた学力向上策を実施することにしており、当面の目標として、小学校においては1月末実施のNRTテストで全国平均を超えることとしています。中学校の3年生はイブニングスタディにより、高校入試に向けて取り組んでいます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

全国平均といいますか、そういうものを上回るということが出ています。25年度、24年度の芦屋の教育、これ見させていただきました。25年度ではA問題について5ポイント上げましょうと。それから26年度ではA問題について、またこれ3ポイント上げましょうとか目標があります。だけど、実態、先ほど岡本学校教育課長が冒頭に申し上げました、それぞれのA問題、B問題の開きを見ますと、大きいところで5点、マイナス5点ですね。上げるとすると8点も上げなければいけないと。大変厳しい状況です。目標を定めることはいいんでしょうけども、その目標に近づくように設定しないといけない。

それでちょっと私が思ったのがですね、今の学校の中でよく私に相談があるのが、授業中に子供たちが後ろでいたずらしている。男の子が女の子にいたずらしている。だけど、教師が一生懸命黒板に向かって書いているから全く周りが見えていない、という状況も聞いています。私も1

回学校に行ったことがあります。状況を見に。

それとある学校では確かに子供たちが「あいさんです。」とか手を挙げていますよね。ただこれが全ての子供たちがわかっているのかっていうのがなかなか見えていない。逆にそういう声を聞くことによって全員わかってるんやなという判断をするため、あとそのわからない子供をその中のきめ細かな授業ができていないというのが実態ではないかと思っています。

特に教育長は「多忙感を充実感に」という言葉をよく言われます。第1問の質問の中でいろいろな取り組み35人学級、イブニングスタディ、それから県とか国の委嘱授業を受けていろいろな授業に取り組んでいますけども、果たして先生たちがゆとりある授業をされているのかな。きめ細かな授業をされているのかなという、そこをどうなのかなという思いがしております。それで、今後やる上では、やはりPDCAではありませんけども、やったことに対する検証をして、その中で改善点を見つけ、少しでも子供たちの学力を上げる。そういうふうな方策を立てるべきではないかと思っています。

今のお答えではもう全国テストに今、上がるようにしようとか、そういうような高校入試に通るようにしようとか、目的はいいんでしょうけど、やはり近づくよう、それに努力できるような目的、これが学校が一体となって取り組めるような目的が必要ではないかと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今の授業中の態度の話、どこの学校かという感じもありますけども、確かに今年ある学校では1学期は大変荒れました。私も大変心配しましたが、大分今落ち着いてきたという実態だというふうに思っています。授業を静かに聞こうという学習規律をどう定めるかというのは非常に大事な話なんで、今年も各学校では、まずは心構え、身構え、もの構えという三つの構えをしっかりと。これは小中一貫でやっていますから、小中みんな共通してやりましょうということと動いています。確かに徹底したのかどうかという話になると、学級によって若干違いがあるかも知れません。しかし、構えとしてはそういう構えでやっています、先生方がそういう中で子供たち一人一人が皆よくわかっているか、理解しているかという話でございますけど、これについてはですね、やはり40人学級と言いながら、35人学級にしておりますので、4年生までは実態としては30人前後のクラスです。その子たち全員がどうだっとなってくると、これやっぱりいろいろなテストの結果を見ても、いわゆるわかっていない子がいるというのが事実でございます。この子たちじゃあどうするか。それがさっき申しましたようにそういう子供たちに家庭学習をしっかりとさせようと思って家庭学習の手引きだとか宿題を出すとかいう手

立てを打っているんですけども、それがうまく機能していないのも事実でございます。あとはやっぱり学校としては補充的にですね、放課後残して、その子たちを残して補充的にやるという取り出しみたいなものしか手がない。学校にとっては。それも今各学校では朝の取り組みそれから昼休みそれぞれやっておりますけども、それが定着するかどうかについては、学校でやっても昼休み20分とか、10分間の帯でとってるわけですね。それが定着するかどうかやっぱり家庭との連携、家庭も一緒になってやってもらわないと、これはなかなかうまくいかないという気がしております。

それともう一つ、いろいろなこと取り組みすぎるんじゃないかというお話でございますけども、私はこれ非常に微妙だと思っています。じゃあ、もう学校に全部任せてやんなさいという話でいいのかどうなのか。教育委員会としては私は三つの小学校の子供たちがいろいろな差ができることが非常に嫌だと思っています。というのは皆中学校に来るわけです。その中学校に来たときに、学力にしろ、学習規律にしろ、いろいろな面で生徒指導の面も含めてばらばらというのは非常に困るわけですから、ですから、みんな共通してある程度差を縮めていこうと。三つの小学校の格差をなくしていこうというのは私はずっと言っております。そのためにも、やはり共通して学力、いろいろな文科省など県の指定を受けて、町を挙げてやろうとそういった意味でやっております、先生方にとっては確かに忙しいかもわかりませんが、毎年12月に先生方のアンケートをとっています。さわやかプロジェクトのアンケートという形で30項目以上のアンケート。その中で4点満点でとってまして、それに全員から無記名でもらっているわけです。それを見ますと3点、2点ごとが出ています。その中で議員のおっしゃった、「多忙感を充実感に」とそこにも入れています。多忙感ですか、充実感ですかと。そうすると半分以上は充実感、4割は多忙感だと。特に新しく来られた先生方は忙しいばかりという話もありますけども、やっぱり私は、先生方は特に子供たちからわかったという言葉によって、多忙感が充実感にかわると思っていますので、これはやっぱりぜひ続けていきたいと思っています。

いろいろなことをやることで、確かに忙しいということがあるんですけども、そのことはまた一方では先生を育てている。我々は子供を育てないといけなし、最終的には人材を育てる、教員が育っていくことが大事ですから、そういう意味でやっております、スクラップアンドビルドというのは非常に大事なことでございます。そこら十分頭の中に入れながら、施策を進めたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

教育長が言われますように、私も芦屋の小学校を出て水巻に転校された先生、ご存知です。それはそれでどうですか、芦屋と今の学校とどうですかとお尋ねしたところ、芦屋に帰りたいと言う人もおりました。充実した時間を過ごせるという、あるいい面はあるかも知れません。ただ今言ったように、子供たちはどうしてもやっぱり学力が我々主になりますので、その辺を先生と同じ共通認識を持ちながら、教育委員会は教育委員会として進めていかなければいけないという気がしております。我々が見れるのは、確かに子供たちの日常生活でもそうでしょうし、中学校3年生になって公立、まあいい高校に入れるような学力をつけることが大切ではないかと思っています。

最後の質問に移らせていただきます。

町長は26年度の施政方針で「教育力日本一」を目指すとされております。今回こういうような学力テストの結果、私としてはちょっと残念な結果ではないかという気がしておりますが、この結果を受けて町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今まで内海議員、るる学力問題、教育問題についてご質問されたわけですが、議員が言われるように、施政方針演説で芦屋町教育力日本一を目指すという大きな目標、願望、やっていただきたいということのですね、思いを込めて施政方針させていただいたわけですが、それから、ICT教育、これを導入するということも言わせていただきましたが、非常に今回の結果、26年度の結果、私自身大きく落胆しておるというのが現実であるわけであります。学力向上はやはり、学校教育の本当に重要な柱の一つであると私は思っております。ことに基礎的、これは基本的な知識、技能、これを習得し、今こういう難しい時代ですので、それを力をつけて活用するという力が求められておるのではないかと考えております。

芦屋町の26年度の学力テストの結果は、全国及び福岡県レベルとの比較におきまして、教科ごとというよりも総合的に見ますと、全国平均、県平均ともに下回っておるというのが現実であるわけであります。一方、郡内に目を移しましても、やはり遠賀、まあ順位をつけると、強いてつけるとすれば、遠賀、岡垣、水巻と芦屋がちょぼちょぼということがこれは厳然たる事実であるわけであります。残念ながら、日本一がどうだとか、うんぬんするまでには至っていないということが、まさしく現実の状況であるわけであります。

芦屋町は教育費に関しましては、——25年度決算では、ハード整備に関する経費を除く郡内の比較におきまして、児童生徒1人当たり支出額、芦屋町が100とするならば、水巻町は80、岡垣町は66、遠賀町は60となっています。このように本町では35人学級導入、小中一

貫教育のための郡内他町に比べて多くの予算を認めているところです。これ以外でも現在ＩＣＴ教育に関する調査の予算もつけて、来年度以降に反映すべく教育の向上には力を入れております。

現実には現実として捉え、まずは教育委員会でこの結果を十分に分析評価することが肝要だと思います。その上で、具体的な計画を学校ごとに策定し、実施することだと考えます。そしてまた、ＰＤＣＡサイクルで毎年繰り返し、見直ししながら次のステップに踏み出すことが重要であります。このため、教育委員会からの報告を踏まえ、互いに共通認識を持った中で、学力の向上に努めていきたいと考える次第でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 ２番 内海 猛年君

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、内海議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

再開は、１１時３０分からいたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、７番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 ７番 辻本 一夫君

７番、辻本です。通告書に従ってというよりは、一つしかありませんが、質問をさせていただきます。みなさんにこういうペーパー、Ａ４のペーパーを１枚差し上げていますが、これは私の質問の意味を少しわかっていただくためにお渡ししていますので、どうぞ見ていただきたいと思います。私の質問の趣旨はですね、毎朝犬の散歩をしていますから、私の庭みたいところで非常に関心を持って見ている芦屋港湾地区の活用についてお尋ねをいたします。

実はですね。このマスタープランの第５章の中にですね、主要施策というのがあるんですが、この中に、芦屋港の用途変更を含めその活用について福岡県に働きかけるとうたっています。ご承知のとおりですね、芦屋港湾は過去のいろいろな経過の中で、現在は県の産業港という位置

づけで、物流基地として利用されているというふうに聞いていますし、見えています。しかしですね、その基地、物流基地という名前に反して、規模も小さくてですね、量的にも少なく、実態の利用はというと建設資材、いわゆる海砂の集積、搬出のときにしか利用されていないのではないかと考えています。

この図面をですね、見た方は、これほど広大な面積を有している県の芦屋港湾を芦屋町が活性化のために活用が何かできるんじゃないかという思いをされるのではないかと私は思っています。私が考えるですね、活用法としては、この芦屋港湾地区を中核にしてですね、隣接地の望海団地側ですが、緑地帯があります。その緑地帯とですね、現在の漁協の施設がありますが、漁港の機能向上。それとですね、西方にはですね、海浜公園があり、26年からスタートします里浜計画地の敷地も含めたでね、海浜地域全体を海浜レジャーゾーンとしての再整備に取り組むことができれば、人口減少が予測されていますけれども、交流人口の増加を図ることができると思いますし、町の観光施策のあり方も新たな重要課題になると考える、というのが今回の私の質問の趣旨でございます。

したがいまして、中身に入りますが、要旨1の質問につきましては、実は私も4年前にですね、少しこの件について触れておりますけれども、その後県有地である港湾地区をどのようにしてこうと考えているのかをまず1点お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋港湾地区の活用として、レジャー港化について、町長が直接、北九州県土整備事務所長へ要望するなどし、協議の場が整いつつあります。

芦屋港の現状は、地方港湾としての物流基地の機能が十分発揮されているとは言えない状況で、22年度に福岡県で実施された芦屋港現況調査の「今後の芦屋港」の設問で、「新たな機能を追加し、活性化をはかった方がよい」との住民の回答が80%を超えており、「現在のまま、漁港機能と物流機能とし運用した方がよい」の8.3%を大きく上回っております。この調査結果を踏まえ、芦屋港の漁協西側の活用として、レジャー港化を要望しているものです。

レジャー港化になれば、管理などの業務を含め、新たな雇用が生まれるものと考えております。また、何よりも芦屋港の背後地に広大な緑地などがありますので、この土地活用で芦屋町の活性化も期待できると考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

ただいまのお答えの中で、レジャー港化を目指すということですが、私がよく今まで見聞きしている中では、このレジャー港化の第一はですね、西川のプレジャーボードを受け入れるということだろうと思いますけれども、隻数はどのくらいなのでしょう。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まず、不法係留船について遠賀川河川事務所によりますと、北九州市から福津市までの民間を含めた、係留余力は198隻。西川には252隻が係留しており、遠賀川や江川を含めると100隻近くの係留施設が必要と思われます。また、本来の海洋レジャーを楽しむ方々への提供が肝要と考えておりますので、具体的な構想を描く段階で決まっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

ではですね、レジャー港化というのは一つの考え方を述べましたが、プレジャーボートだけではなくしてですね、そのほかにどんなことを考えてあるのかというようなことをお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

具体的な構想がまだないため、町で先進事例を調べ、県から具体的な検討範囲が示されれば、庁内協議、その後、住民の皆さんから意見を求めるなどの手続きを経たのち、機能や整備についての考えがまとまっていくものと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

私はですね、今からの話でしょうけれども、漁業の立地を生かしたですね。地産地消と言いますか、そんな考え方や例えば加工から販売までの6次産業化と言いますか、漁業市場と言いますか、そういった考え方もあるのではないかと思いますし、要は冒頭申し上げましたように、広大な面積を有する県の港湾の活用ですね。これができればですね、釜の里から現在でしたら、レ

ジャーブール、現在開催中の芦屋の砂像展、そういった観光資源というのはたくさんあるわけですが、この観光資源の魅力をより一層発信できる環境が整うのではないかと、このように考えています。

ではですね、次に要旨２の１に移りますけども、では、レジャー港化に持っていくためにはどのような課題があるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

これまで芦屋町は港湾管理者である福岡県に対し、機会あるごとに芦屋港、辻本議員の資料の中であります物流関連ゾーンのことですが、この用途変更や、レジャー港化に向けての構想づくりについて、予算を確保していただくよう要望を行っておりますが、まだ難航していることが課題でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 ７番 辻本 一夫君

難航しているという話でございますけども、具体的にどんな点が難しいのかお答えください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

港湾管理者である県の担当職員が長くおらず、かわっているため、検討が進んでいないように思われます。このため、町との協議も前に進んでいないというのが課題でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 ７番 辻本 一夫君

確かにそうですよね。どんな組織でもそうですけど、この芦屋町でもそうでしょう。やはり担当者がかかわると申し送りがなかなかできないと。うまくいっていないというのが現実かと思えます。それはそれで置いてですね、県の考え方、では、県はなんか私資料を見たらですね、平成２２年度、先ほど説明ありました、２２年度に住民調査があつてその中では、今の現状の活用を変更したほうが良いという意見が多数あつたと。８０％ぐらいあつたという報告がありました。が、実質的に県の物流基地ですから、県が考えるのは当然だと思いますが、県の考え方、県はど

のような考え方を持っているのかわかりますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

町要望の県回答では、「県が、22年度に実施したアンケート調査結果も認識している。24年度の港湾計画改定では、地域の交流の場として活用される港を計画の基本方針に位置づけている。現在の利用及び整備状況を踏まえながら検討していく必要があるが、地元芦屋町をはじめ関係機関と連携し、地域活性化に資する港湾の見直しに取り組んでいきたいと考えている。」というものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

県は一応そういう方針を打ち立てておりながら、担当者が変わるたびに、そのまま置き去りにされているという現実ではないかと思いますが、早い話がこれは私たちが住む芦屋町です。本来は県がですねやるべきことだと思いますが、芦屋町に極端な話が投げているということかと思えます。この件についてはいいでしょう。

次にですね、要旨3、現実的に国と県との調整事項はですね、どのようなことがあるのかお答えください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

福岡県には構想づくりについて要望はしておりますが、県まかせではなく、芦屋町としての具体的な構想。必要な機能や施設整備などを県に示さなければいけないと考えております。しかし、示した後で、これはダメ、あれはダメでは、作業が無駄になりますので、町が検討できる具体的な検討範囲などを県に示すよう求めているところでございます。

国につきましては、県へ具体化できるような補助メニューの提示や、用途変更に伴う補助金の返還が生じないなど、県が積極的に取り組むような後押しをお願いしたいと考えております。また、芦屋町として、具体的な構想の中でハード整備などの計画が生じた場合、補助メニューなどの提示をお願いしたいと考えています。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

そうですね。今ちょっとその辺がありましたけど、基本的には県任せということではなくして、やっぱり自前で構想づくりをするということが大事なことだと思います。これはやっぱり自分たちが住む芦屋町だからであります。ではですね、このレジャー港化に向けたですね、イメージ図といえますか、計画素案というのができているのかお答えください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

構想など現時点では、できてはおりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

あのですね、こういう国や県を相手にするときにはですね、やはりですね、町もそうです。例えばいろいろな町内の各種団体からいろいろな計画が来るときは、じゃああなたはどのような計画持っているのねというのを聞くと思うんですが、とにかく話し合いのテーブルに着くには、やはりなんらかの言葉だけではなくして、ちょっとこんなイメージを持っているとこういった絵図面といえますか、立派なものじゃなくてもいいんです。冊子をつくる必要も何もない。そういったものから話が一步先に進むんじゃないかなと私はこう思っています。

ちょっと話は変わりますが、先の国会で、地方創成法が成立いたしました。この法律はですね、できたばかりで、今からいろいろな具体的な中身がわかってくるとは思いますけれども、私が先月上京したときにですね、担当大臣の事務所に足を運びました。そのときの発想、考え方というのはちょっと耳にしたのですが、これはですね、これまでの金太郎飴みたいなことなくしてですね、各自治体の企画力、やる気度、そういったものが求められてくる施策のような話を聞いております。したがって今からですから、国の補助メニューとか考えていく必要があると思いますので、今からこういったしっかりした計画づくりをすることが大事なことだと考えます。

そこでですね、提案をさせていただきますが、今私は芦屋岡垣海岸保全対策協議会のメンバーに入っています。これはですね、両町、2カ町で協議会をつくっていますので、2カ町の町長さんが県にですね、話を持っていく、その答えが来るという状況があります。要は対策協議会というのが非常に功を奏しているという考え方なんです。したがって、今回の私がこの今、町が、冒頭町長はですね、県土木整備部に要望しているということですが、そういった国、県、町等の関係機関による私なりの名前をつけますと、仮称ですけれども「芦屋港湾活用対策協議会」そうい

った組織を設置する考え方はありませんか。どうですか。お答えください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

実現にあたりましては、多くの皆様方の協力が必要であろうと思いますので、どういう組織になるのか、どういう内容になるのかということも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

これをぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

町長にお尋ねします。町長はこの芦屋港湾の活用をどのようにしていこうと思っておるのか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

る芦屋港湾のことにつきましていろいろご心配をおかけしておるわけですが、私が町長に就任して以来、この問題を常にテーブルでお話しているんですが、港湾は産業港でありますので、港湾協会という組織があります。福岡県港湾協会の理事をさせていただいておりますので、理事会でもその席には国交省は来るわけですが、そういう、今、辻本議員が言われたようなお話をやる、ずっとしているわけですが、国交省は非常にいいことであるということで、前向きに国としては考えておるということの返事をいつもいただくわけですが、壁が今言われるように県が壁になっておるわけでありまして。これはご承知のように県港湾でございます。

行政的には、あそこの港湾をつくるときに、多額のやはり費用を投入しているということで、いつも県の言うことは国の会計検査員がうるさいということで、あれは産業港としてつくって、そしてそのいわゆる売り上げをもってして、いろいろな穴埋めをしているんだというようなですね、いつも毎年わからないような説明ばかりするわけでありまして。

そこで先日、今年の港湾協会の理事会でですね、私はある提案をさせていただいたんですが、産業港、国のほうもいろいろな考えを変えておりまして、行かれた方はご存知だと思いますが、大島にですね「うみんぐ大島」というところがあるわけですが、これですね、港湾の予

算を使っていわゆる釣り場というか、有料の釣り場とかですね、いろいろな人が来て楽しめる施設ということで、いわゆるレジャー港というような形の中で予算を投入しておるわけでございます。うちもそのような状況であるということで、私はこの産業港は、一貫してこれは産業港ではないと、体をなしていないと。産業港であるならば、結局その港、水深、かなり深く掘らなければならないし。まあこれはつくったときのいきさつは、トヨタの車の工場ができるので、積み出し港ですよという話でできたというふうに聞いておりますが、昔の政治の世界ですので、いろいろなことがあったんでしょう。現実問題の話をいろいろするわけでございますが、しかし、国のほうも考えが変わってきておりまして、港湾、産業港というだけでなく、港自体の機能というものをいろいろなメニューを考えようというところまでやってきましたわけであります。

そこで先日、冒頭課長が申しましたようにいわゆる県の、北九州県土整備事務所長以下次長、部長、名前出して悪いんですけども、これ実際力添えになってもらわなくちゃいけないんですが、地元の松本県議に強く要請いたしまして、協議会に出していただきまして、思いを伝えまして、これはもう我々と県土整備の所長なり、次長なり話しても、先ほどから出るように、話しました。人事異動でかわりました。終わりました。になるので、ここは地元の県議を中に入れてですね、しっかり押さえておりますので、やろうということですね、まあそのやり方につきましては、先ほど辻本議員が言われましたように、連絡協議会等々設置するとかなんとかいうような形にまでいくかどうかというのは、まだまだ今そういうふうに一步前に進んだということが現実であるわけであります。

やはり何といっても芦屋は議員の皆様方から一般、きょうでもそうなんですが、町の活性化、教育問題、福祉の問題、いろいろな形の中でご提言いただいて、この芦屋をどうしたらいいかということでいろいろご心配をおかけし、ご提案いただいているわけでありましたが、いろいろ考えて、やはりですね、芦屋は本当海なんですよね。何とかかんとか言っても、遠賀郡4町でも一番面積が少ない、宅地も少ないという形の中で、昔からやはり港として栄えた海があるから近隣の方がお見えになる。いろいろなレジャーにお見えになる。ここはですね、やはり海に特化した町にしないと芦屋の将来はないと思っておるわけであります。辻本議員がここ図面をお示しになられておりますが、私は港湾協会の会議でも芦屋はこの北部九州地域の東京という茅ヶ崎、このようなところになるんですよというところですね、私はここは、今、辻本議員ずっと言われましたが、将来にわたって芦屋の中心地、いわゆる中心というのは、生活の場ではなく、いろいろな人がおいでいただいて、そして芦屋に住みたいなど、海の好きな人が定住化したいなというような思いがあるわけであります。やはり今、ずっと言われましたように、砂像でもそう。それからご協力いただいております祭りあしやでも海でやった。そしてあの公園、海浜公園も遊具を入れてですね、人が来やすいように。そして今度は趣向を変えて冬。芦屋の海は四季折々いろいろ

な顔がありますよということもやはりあるわけであります。そういう意味で砂像をいろいろなご批判はありますが、そういった形の中でやらせていただいております。

この前ギラヴァンツ北九州とフレンド何とか協定を結ばせていただいておりますが、先週、小倉で選手と一緒にいろいろな懇親会があったわけですが、ぜひ、芦屋の浜でビーチサッカーをやってほしいということで、ビーチサッカー、ビーチバレーボールですね、そういうことで、やはり芦屋の魅力をどんどん発信しないと。そうすれば、この今、広大な背後地、ここにいろいろな商売の方がおいでになるのではないのかなと期待しております。今から芦屋はほかにもいろいろな力を入れなければならないこと多々あるわけですが、何といたってもこの芦屋の港湾、海岸地域、それから山鹿は岩場。この魅力をですね、発信すべきではないかと思っております。

この件につきましては、やはり議員の皆様方のお力をお借りしないと、この町づくりはできないと思っておりますので、いろいろな形の中で国、県に要望活動しないといけませんので、その時期が恐らく近々来ようかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今ですね、町長の思いですね、しっかり聞かせていただきました。私たちですね、自民党役員も一緒になってですね、そのときは全力活動をいたしましょう。今の町長ですね、本当に就任以来ですね、の話が出ましたが、この芦屋を思う気持ちですね、実現させるという思いはよくわかりましたが、まあご存知のように来年はですね、芦屋も統一選の町長選挙があるわけですが、その選挙でですね、戦って勝利を治めないことには町長の今の思いは遂げることができないわけですが、ここですね、お尋ねしますが、町長、再度町長選に立候補するという意思があるのか、ないのかお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この件につきましては6月議会で内海議員からもあったわけですが、その折はやはりあの、我々還暦迎えますとですね、体がいろいろいろいろ変調をきたしますので、まず健康診断をとということで、健康診断を受けました。取り立てて別に何もなかったわけですが、今まさにいろいろな選挙があっているわけですが、今議会でも恐らくどなたかからそういう質問が来るだろうと思っておりますが、まあ手前味噌になりますけども、10月、11月、7週連続東京に行かざるを得ないと、土曜日曜は行事が多いということでですね、やは

り私も五つぐらいの後援会組織がありますので、やはりまず、後援会の皆様方とお話をするというのが手順であろうかと思っております。またその手順も、お前何しよるんかとかいうふうで、ほとんど毎日怒られているわけですが、どうするんか、出るんか、出らんのかとかですね、ご心配を後援会の皆さんにおかけしておるわけですが、今議会が終わりましたら、各後援会の皆様方とお会いするつもりにしておりますので、それが済めばどうするかというのを、最後は自分が決めなくてはならないということは十分承知であるわけですが、決して逃げおるわけではなく、やはり手順をです、支えていただいた後援会の皆様を無視してです、するわけにはいきませんので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

健康診断の結果も異常なしということでございますので、そういう前向きですね、中での決断を早急にしていかないと、今の私の質問に対して実現不可能となりますので、しっかりですね、整理をして、判断していただきたいと思います。

以上で私のきょうの質問は終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の一般質問は終わります。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、再開は13時15分から行います。

午後12時02分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、1番、松上議員の一般質問を許します。松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

こんにちは。1番、松上でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、学力向上についてという点で2点ほど、1点目は、冊子「芦屋の教育」について。2点目は、文部科学省全国一斉学力テストについて。この2点について、質問させていただきたいと

思います。午前中の内海議員の質問と重なる部分があるかと思いますが、ご了承ください。

では、早速質問に入らせていただきます。まず、1の冊子の冒頭のページに発行にあたってはの末尾のところで、「活動などの紹介をし、皆様のご批正をお願いするもの」とありますが、これまでこの冊子に対する批正はありましたか。あったのであれば、具体的にどのような内容だったのか。また、その内容をどのように取り扱われたのかお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

特になかったと記憶しています。北九州教育事務所管内でも発刊しているところはなく、高い評価をいただいています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

何もなかったということですね。わかりました。

続きまして、2点目に入ります。学力向上については、「児童・生徒の現状を把握し適切な指導を行うため学力テストを実施し、その分析結果に基づき、適切な指導を行います。」とありますが、25、26年のテストの結果はどうだったのか。また、その結果に基づきどのような指導をされたのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

25年度の全国学力・学習状況調査では、小学校では、国語Aは全国、県の平均よりもかなり上回っており、領域別でも全領域において、上回っています。特に書くことの領域は大きく上回っています。国語Bは、全国、県の平均とほぼ同じですが、読む能力の領域でやや上回り、言語についての知識、理解面でやや下回っています。算数Aは、全国、県の平均とほぼ同じですが、数量関係でやや上回り、数と計算の領域でやや下回る傾向でした。算数Bは、全国、県とほぼ同じ結果ですが、数と計算領域でわずかに上回り、量と測定領域でやや下回る傾向でした。

中学校では、国語Aは、全国、県とほぼ同じ結果ですが、書くこと、読むことの領域でわずかに上回り、言語についての知識・理解でわずかに下回る状況でした。国語Bは、全国、県の平均をわずかに下回り、特に言語についての知識・理解の領域でやや下回る傾向が見られました。数学Aは、全国、県の平均をわずかに下回り、特に数と式、資料の活用などの領域でやや下回る傾

向が見られました。数学Bは、全国、県の平均をやや下回っており、特に図形、関数の領域を苦手としている状況が見られました。

このような結果に基づき、福岡県重点課題「基礎・基本を活用する力を育む授業改善」の一年次として、「基礎的・基本的な知識及び技能を活用する力の育成、言語活動に着目した学習過程を通じて」を研究の主題に置き、芦屋型授業過程「教える、考えさせる、わかる、できる」のそれぞれの段階で行うべき言語活動のあり方を研究し、活用する力の育成を図る。また、この研究の基盤となる基礎・基本の力については、スモールステップアップと繰り返しのテストで確実に身につけさせるように指導しています。

26年度の全国学力・学習状況調査では、小学校では、国語Aは全国、県の平均よりもわずかに下回っており、領域別でもほとんどの領域で、全国、県と同様ですが、今まで芦屋町の子どもが得意としていた伝統的な言語文化の領域で、やや下回る結果となっています。国語Bは、全国、県の平均よりもやや下回っており、全ての領域で全国、県を下回る状況です。ここでも伝統的な言語文化の正答率が、最も全国と比較して下回る状況にあります。算数Aは、全国、県の平均とほぼ同じであり、数量関係の正答率で全国を上回り、量と測定の領域でやや下回る傾向にあります。算数Bは、全国、県の平均よりやや下回り、数と計算領域ではほぼ同じ結果ですが、他の領域ではやや下回る傾向にあります。特に活用力を問う数量関係で、差が開いています。

中学校では、国語Aは全国、県とほぼ同じ結果ですが、話すこと・聞くことの領域でわずかに上回り、書くことの領域でわずかに下回る状況にあります。国語Bは、全国、県の平均をやや下回り、領域別でも全領域でやや下回る傾向で、特に書くことや伝統的な言語文化の領域で下回る傾向が見られます。数学Aは、全国、県の平均をわずかに下回り、特に図形、関数などの領域でやや下回る傾向が見られます。数学Bは、全国、県の平均をわずかに下回っており、数と式の領域では、全国を上回る状況で、図形、関数の領域でやや下回る状況が見られます。

この結果に基づき、福岡県重点課題「基礎・基本を活用する力を育む授業改善」の二年次として、中間報告会を行いました。授業でもその内容が反映された取り組みが行われ、子供たちの生活状況調査にもその成果が映し出されている部分もあることからさらに研究を深め、子供たちの姿に反映できるように取り組みを深めるように指導しています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

具体的に説明をしていただきましたけども、実際にどれくらいの実力があるのかというのがよくわかりかねますので、ここで小学生の国語、これは国県の平均を上回っているということでご

ざいますが、国は難しいかもしれませんが、県とか郡の中で何番目くらいに位置するのか、これを教えていただきたいと思いますが。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

まず、結論から言います。郡内で何番とかいう数字は出ておりません。これは、新聞報道では、県からざっと並べてますね。北海道からずっと並べています。報道関係は、並べかえたら順番が出てまいりますけど、公式にはそういう、これは目的が序列化を見るとかそういう目的ではございませんから、そういう順番というのは出してないというように理解しています。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

県も出ていないのですか。県は出ているのでしょうか。県内の何番なのか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

それは出ていません。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

そしたら、26年度も一緒ですね。出ていないということですね。わかりました。なければ、おおむね予想なんかもつかないんですね。どれくらいのレベルであるんだということは。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

先ほど、町長の答弁の中にもちょっとありましたけど。郡内だけで見ますと、岡垣、遠賀、芦屋、水巻というのは、そういうところかなあという予想はつきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

そしたら、3番目に入ります。

冊子によると、確かな学力の向上のための取り組み推進の評価については、25年度、26年度ともに芦屋型指導過程の実践で評価3以上を目指すがありますが、25年度の結果は何点で、どのような評価をされたのか伺いたい。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

毎年12月に、4校の全教員に対して、4段階による評価のアンケート調査を行っています。その結果、芦屋型指導過程の実践については、3.2という結果となっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

3.2ということは、目標を上回ったということで、評価してよろしいですね。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

じゃあ、4点目について、お伺いします。25年度、26年度とともに、基礎知識・技能の習得では、目標数値を3.3以上とされておりますが、25年度の結果は何点で、誰がどのような評価をされたのかお伺いします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

4校の教員でアンケート調査を行った結果により、基礎知識・技能の習得は2.9という結果となっています。4校の全教員ということになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

全校の教員で評価されたということですね。この評価をする数字というのは、どういうふうに見られておりますか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

課長が今説明しましたように、4点満点でして、1項目全部4点で。4点、3点、2点、1点となってですね。達成した4点というのは、80%以上。これは、教員の感覚といいますか、そういうアンケートでございまして、80%以上できているというのは4点。20%ずつ切って。60から79までが3点。40から59までが2点。39以下が1点と。こういう数値を出して、それでどこに該当するかということに教員のアンケートをとっています。それで、満点がそうだと思うのに4点、そういう言い方でございまして、真ん中は2.5なんです。ですから、我々は3点台を目指しておりますけれども、そういう意味でさっき2.なんぼという話ができました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

次は、5点目に移ります。冊子「芦屋の教育」では、26年度で第8号となっていますが、これまでの学力向上に関する総括はされておるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、町議会へ報告してまいります芦屋町教育委員会事務局の管理及び執行状況点検・評価報告書で総括しています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

その総括に基づいて、次の年度の計画を立てられるということでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

じゃあ、2 点目に入ります。2 点目の 1 番。芦屋の教育で文部科学省全国学力テストの 25 年度の目標は、全国平均 A プラス 5、B プラスマイナス 1 となっていますが、その結果は A、B それぞれどうだったのか伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

小学校、3 校平均では、国語 A の平均正答率はプラス 2.5、国語 B はマイナス 1.7、算数 A はマイナス 1.3、算数 B はマイナス 1.3 となっており、中学校では、国語 A がマイナス 1.4、国語 B がマイナス 2.4、数学 A がマイナス 2.9、数学 B がマイナス 3.4 となっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

この目標値を小中とも下回っているような気がしますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

目標値より下回っているということになります。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

先ほどの評価が下がったということをお聞きしましたよね。それについて、もう一度お願いします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

下がったという、そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

じゃあ、2 点目に入ります。26 年度の目標は、全国平均 A プラス 3、B プラスマイナス 1 と 25 年度を下回る目標のようですが、この結果は A、B それぞれどうだったのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

小学校では、国語 A はマイナス 2.5、国語 B はマイナス 5.1、算数 A はマイナス 1.1、算数 B はマイナス 3.4 となっています。中学校では、国語 A はマイナス 0.4、国語 B はマイナス 5.7、数学 A はマイナス 3.4、数学 B はマイナス 3.3 となっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

今の結果について、どのように評価されますか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

目標値をみんな下がっているわけですから、評価のしようがないといえば、しようがないですが、大変残念に思っています。26 年度、先ほど内海議員の時にちょっと報告いたしましたけれども、つい先日、学力向上検証委員会。その前に、すでにこの結果が出た時に校長会をしまして、早急な取り組みを校長に指示したわけでございます。学校もショックといいましょうか、こんなはずじゃなかったとこう言いますが、これは結果として出てますから、もうどうしようもないんで。私たちもこれをどうするかと、対応をしっかりとやるということで、今取り組んでおります。先ほど内海議員の時に課長が申しましたように、喫緊、目の前には NRT のテストが 1 月末にありますから、そこに向けてまず目標つくって、そこに行こうと。中学校につきましては、高校入試がありますので、高校入試に向けて取り組んでおこうと。そういうことで、学力の回復を図ろうとこういうふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

それでは、3 点目に移ります。芦屋の教育で、24 年度の結果は、おおむね全国、県ともに平均を上回っている。中学校はやや下回っている。活用問題の B に課題があると評価しています。25 年度結果は、小学校ではおおむね全国、県平均に近いが、3 校の値の格差が大きくなった。中学校は、やや下回っている。活用問題 B に課題があると評価している。24 年度は、小学校で上回っているという表現が、25 年度では平均値に近いということになり、中学校は依然として下回っている。これは、徐々にではあっても下降していると思うが、26 年度の結果を含め、どのような分析評価をしておられるのか、学校ごとに説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

小学校につきましては、先ほどもいろいろ説明させていただきましたように、3 校の平均で出しております。要旨（1）の②と同じ内容となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

小学校の3 校の格差が広がっているというような表現がありましたけれども、どこの学校とどのように差が開いているのか。もう一度お伺いします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

確かに広がっているから、危機感があるんです。私先ほどの答弁でも、3 校ができる限りひっついて行きたいと。3 校の格差をなくしたいという思いがありましたが、実態としては出てまいりました。

三つの小学校で、どのくらい差があるかという言い方をちょっとさせていただきますと。例えば、平成26 年、ことしですけど、国語の A では、2 点ほど。3 小学校の中で一番高いのと低いのか、という比較をしています。そういう意味で数字を捉えてください。2 点ほど差があるんですね。いい学校と。それから、国語の B になってくると7 点くらい差がでてる。それから、算数の A というのは、これは10 点くらいあるんですね。算数の B は、12、3 点くらいある。

AとBというのは、Aというのは、先ほどもお話がありましたが基礎基本のところですね。Bというのは、活用に関する問題ですから、先ほどから出ていますように芦屋の子ども達はB問題が非常に弱いというのがありまして、これが広がっているというのは、10点くらい差があるというのは非常にやっぱり危機感があるわけです。そういう意味で格差が広がっていると点が広がっている。どこの学校ということは、ちょっとこらえてくださいませ。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

その学力差にそのBに問題があるということが、はっきりわかっているということなんですが、そのBを高めるにはどうすればいいのか。そこら辺の考え方はどうでしょう。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

全国どこもBが悪いというので一生懸命なんです。日本の試験は、今まで学力を知識の量と捉えてきた時期がありますね。いかに知識を捉えるかと。しかし、それではないですよ。やはり、現在はこういうグローバル化した中、非常に変化の激しい中ですから、知識の量はもうコンピューターが知識の量はあると。そうするとじゃあどういう人間を育てるかという話になってくるわけでございますけども。言葉で言うとみずから考えて、判断して、行動する。そういう力をつけましょうと。そういうことになって来ているわけです。そうすると、やっぱり大学入試が変わらないと、高校入試が変わらないとなかなかそういうことにならない。今でも知識の量が問われている。しかし、だんだん福岡県の高校入試も文章で書くとか、考え方を書くとかいうように変わりつつあります。

しかし、芦屋の子供たちはまだまだ、福岡県もそうなんですけど、そこらが非常に弱い。やっぱり知識の量で、これはやっぱり問題は授業の仕方、学校の先生の授業の方法というふうに思っています。ですから、今書く活動を中心に子供たちに言ったことを書く、まずそこで一人学び、一人でしっかり書く、今度は共同学びという形でグループとか、いろんなグループになって、そしてお互いに意見を交換する。その中で自分の考えを深めていく。そういう活動を授業の中に取り入れています。そういうことは、すぐ結果が出るわけではないと思いますけども、そういうことを通して自分で考えて、判断していくと。そういう力をつけていこうと思っておるところでございます。

しかし、そうは言いながら、基礎的、基本的な知識、技能というのはしっかり身につけないと

考える力も浮かびませんので、基礎基本の力をしっかり身につけ、そしてその次に活用する力、そういうのをつけていこうというふうに取り組んでおります。具体的には、基礎的、基本的なものは、ちょっと先ほど申しましたが、朝のドリル、昼のとか、学校の中でも時間帯の中でやっていく。それから、家庭学習に宿題をしっかりと出して、それをチェックするというそういう取り組みでやっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

さっき、一つ質問し忘れたんですが、先ほど言葉で言われたスモールステップという指導法はどういうものか教えてください。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

一つ一つ積み上げていく。スモールステップとは。そういう、学習の仕方なんです。いろんな学習の仕方がありますけども、もともと学習は積み上げていくものなんですけども、それをもっと、より細かく切って、その子の実態に合った課題を出して、これを積み上げていくという、そういう授業。できるだけ、個に応じたという形。ユニバーサルデザイン化という言葉がこのごろ出てまいりますけど、そういうことを授業の中で取り組んでいる、そういうことでございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

今のその一つ一つということをですね。例えでもいいですから、具体的にこういうのをこういうのを例えがあったら教えてください。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

私は、他の教科はわかりませんので体育で言います。体育でもそういう形をやろうとしていますので。

体育にも分習法と全習法があります。先生は、柔道でしょうから。柔道にすると、まずは大事な受け身とかでしょうね。それから、そういう基礎基本的な運動を一つ一つ積み上げていって、じゃあ今から、乱取りというか、取り組みをやりましょうと。こういうやり方が分集法。部分的

に分けてやりましょう。

球技で申しますと、例えばバレーとかバスケットボールでもそういったやり方をやって来ました。しかし、これはあんまりおもしろくないわけですね。子供たちにとってみたら、球技はバレーを早くしたいんです。バスケットを早くしたいんです。ゲームがしたいんです。ですから、いきなりゲームをやって、その中から課題を見つけて、ドリブルをダブルドリブルしてるじゃないかとか、そういうことを見つけて、じゃあどうしたらダブルドリブルにならないかとか。今度は、技術に入っていくと。そういうやり方が二通りありますね。

ですから、今はできる限りそういう分習法みたいなことは、体育の場合はですよ。分習みたいなことはやらなくて、その運動の持っている特性、楽しさを追求する中からどういう方法に持っていくかと。自分たちで練習を考えて行きましょうと。その中がスモールステップになっていく。こういうふうに捉えております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

次に移ります。最後になりますが、5 点目。経済協力開発機構は、日本を含む 34 カ国の学校教育論の勤務状況調査を公表しています。それによりますと、1 週間あたりの勤務時間は 53.9 時間と最長で、授業以外に部活動や事務作業に長い時間を使っている。一方、みずからの指導力に対する自己評価は極めて低く、日本特有の教職員像が浮かび上がったと。このように指摘しています。芦屋中学校の学力が低いのと関係があるのではないかと、このように思いますがいかがでしょうか。学校の先生の勤務時間の改善は、絶対に必要と考えますが、何か改善策は考えておられますか、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

部活動や事務作業の長いことが、中学校の学力の低下を招いているとは一概には言えないのではないかと思います。フクトのテストにおいては、全学年において、県平均を上回っています。また、12 月に整備予定の教師用のパソコンや今後の ITC 機器の導入によって、勤務時間の改善につながると思っています。また、中学校における水曜日の定時退校日の設定や、小学校における午後 7 時までには門を出るという取り組みなど、さらに町雇用による講師加配により、仕事量の減につながっていると考えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

水曜日は定時日と設定されているようですが、それが必ず守られているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

守るように指導はしています。また、各先生方によっては都合がある場合は、どうしても帰れない場合は、少し遅れて帰るということもあると思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

それから普通の日でも学校を7時に退校するようにというような、アナウンスもよくされとりますけども、そこら辺の実施状況はいかがですか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

小学校に関しましては、7時に出るということは、校長みずからですね。全職員に指示を出しておりまして、これは守られているというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

部活による先生の勤務時間、これがかなり多くとられておることなんですが。例えば、柔道、剣道にしたら校外指導員がおるわけですね。それにも必ず学校の先生がついておる。こら辺はどうなんですか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

部活動は、大変僕は問題があると思っています。その問題の一つは勝利至上主義になっているというのが一つあります。これは、指導者も保護者もややもすると勝利至上主義になると。

一つは、このごろ、個性のある人間といいますか、特色のある人間をとろうと思って高等学校でもそういう推薦制度がたくさん出てまいりますから、そこを狙うというのは保護者の気持ちと

してよくわかるんですが。そこが一つ大変問題がある。

もう一つが、部活動の場合に教員の評価が部活動で優勝させたらいい教員っていう、やや間違った評価がどこかではある。このあたりやっぱり、部活の先生じゃなくて教科の先生であると、僕はどちらかといえばそういうことを言っていますけど、やはりなかなかそうはいかないで、部活を一生懸命遅くまでやってますが。中学校は特に下校の問題、女の子もたくさんいますから。今はもう早く帰らせていますので、日々の夕方帰るというのはほぼ守られています。

ところが問題は、土日の練習試合からゲーム、これがものすごく多いんです。このあたりがやっぱり、先生方が忙しいっていうのは、二言目には部活動と生徒指導とこう言います。部活動辞めたらどうかって言いますが、なかなかそうはいかない。土日を休んで家庭サービスなり自分の教材研究にしようと思うと、これ保護者から「そんなん練習せんけ、あんたんとこ弱かろうが。」とこういう非難が出てくるという、痛しかゆしのところがあります。それが部活動の非常に問題だと思っています。

じゃあこれどうするかと。部外コーチが入っていただいておりますが、これまた学校のほうは部外コーチを入れることで、いろんな問題が、また別の問題が起こってくるという心配をしております。子供たちは、部外コーチを入れるというのはどちらかというと、部の先生は専門性がないうですね。中学校も高等学校も部活動の専門性があるのはほとんどいません。そういう先生が持っていますから、部外コーチが入ってくるといい面がありますけども、下手をすると先生の言う事を聞かなくなる。コーチなりの言うことを聞いて、そういう心配が過去いくつかありました。

ですから、先生方は部外コーチが居てもそういう教育方針をしっかりと守らせようと思って練習についておるとか一緒に入っていると、そういうことがあるわけです。ですから、部外コーチに全部任せられるというのは、社会体育でもならないと日本の部活動は変わらないだろうと思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1 番 松上 宏幸君

以上で質問は、終わりたいと思うんですけども、最後に小中学校の学力向上については、芦屋町としてもかなりの予算をつぎ込んで、町長も日本一を目指すというくらい一生懸命がんばっておられます。したがって、今年度あまりよくなかったのも、次年度はいい成績を残して、みんなが笑顔になれるように、そういうふう一生懸命取り組んでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、松上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、8番、小田議員の一般質問を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

8番、小田でございます。通告書に基づきまして、一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、件名1高齢者に対する福祉政策についてということで、要旨のなかで、1家庭ごみを収集場所に搬出するのが大変困難な高齢者所帯に対する支援策はないかどうか。これについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現状におきまして、ごみ出しに対する行政からの特別な支援策はございません。高齢者支援を検討しますケース会議などでも、ゴミ出し支援策に係る課題などは、これまでには出されておられません。この理由としては、介護認定を受けておられる方は、ごみ出しなどの生活支援をホームヘルパーが担っているためだと思われま。

ただし今後、介護保険法の改正により、要支援1・2の方の生活支援が従来のホームヘルプサービスの枠組みからはずれませんが、町としては、当面は緩和された基準のサービス利用、将来的には、住民主体のサービスによる生活支援も重ね合わせて対応していくことを考えております。

しかしながら、全国的には、介護認定などを持っていることを要件として、高齢者や障害者に対するごみ出し支援を行なっている自治体もございます。

北九州市では、要介護2以上の高齢者で希望する方は、玄関前までゴミの個別収集を行っています。また、少数ですが、自治会が介護認定を持つ高齢者などのごみ出しの支援をする場合、補助金を出す制度を創設している自治体もございます。この件につきましては、先日環境住宅課でも検討していただくようお願いしています。

別に、社会福祉協議会が、1回100円など有償でボランティアのサービスとして実施しているところもございます。この件に関しましては、現状の把握ができておりませんので、情報収集などを行って状況を確認し、検討を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

高齢者に対する個別のごみ出し。こういう例に対する支援策は、現状ではないという回答でございますが、よく耳にするのは特に高層住宅、町営住宅緑ヶ丘、それから鋳鍛鋼等々の高層住宅にお住まいの高齢者の方。足腰に故障がある、特に膝に故障を持つととかいう方がですね、週に1回くらいの作業だけれどもごみ出しが大変でございますという話をよく耳にするわけですよ。そういう方々に対する、小さなことですがけれどもね。そういう方々に対する支援制度が考えられたいかなという思いはしております。

北九の例、社協のボランティアの件を今お伺いしましたけども、軽度生活支援事業という事業が展開されていると思いますけども、この事業が適用できるかどうか、この事業の内容について、いわゆるホームヘルプサービスとそれからその他のサービスというような形で、二つのケースがあると思うんですが、内容についておわかりいただければご回答いただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただ今ご質問のございました軽度生活援助事業についてご説明いたします。

在宅高齢者等軽度生活援助事業の趣旨でございますけども、在宅の一人暮らし等の高齢者や障害者の自立した生活を可能とし、介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活上の援助を行うものでございます。

制度を利用できる方は、町民税の非課税世帯であって、家族等の援助が困難な高齢者などの方々です。ただし、ホームヘルパーによる家事援助を希望する方は、介護認定を行って非該当となった方が条件でございます。軽度生活援助サービスは、このほかに庭木等の手入れ、家屋の軽微な修繕、家屋内の整理などを行うものでございます。

また、軽度生活援助サービスは利用の上限が定められておりまして、家事援助は原則として1回当たり2時間が限度、週1回で、月4時間以内。それ以外のサービスは、1回当たり6時間が限度とし、原則1年間に4回の利用制限がございます。

また、本事業は社会福祉協議会に委託しておりますけども、被生活保護世帯を除きまして、家事援助は2割、それ以外のサービスは3割の自己負担が必要な制度でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

いずれにいたしましても、この軽度生活支援事業については当面は該当しないという理解でよ

ろしいですかね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、制度の内容を申し上げたんですけれども、本制度につきましては、ごみ出しのような短時間サービスでも、1時間当たりの利用者負担を要すること、それから月当たりの利用制限があること、それから介護認定をして非該当となった。こういった条件がございますので、利用実態としては、ごみ出しというものには使われていないという現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

この軽度生活援助サービス、今考えられるのは私の資料の中では、個別の事案といいますか、家庭ごみの収集場所への運搬だけを取り上げているわけですが、この軽度生活援助サービス、いわゆる先ほど申されたように、介護認定を申請してもそれが受けられなくて、町独自の調査によって、このサービスが必要な方について、あるいはまた、一人暮らしの高齢者や所帯に対する自立した日常生活が送れるような軽易な作業の援助を行う制度というふうに理解したわけですが、現在この利用者数がわかりましたら、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

手元に準備しておりますものは、21年度から利用者数を述べさせていただきたいと思います。21年度は6人の申し込みがございまして、合計36時間でございます。それから、22年度は18人の申し込みで102時間の利用。23年度は23人の申し込みで114時間の利用。それから、24年度は15人の申し込みで60時間の利用。25年度は6人の申し込みで36時間の利用。26年度は現在まで、6人の申し込みで48時間の利用実績でございます。

現状としましては、利用内容なんですけれども、家周りの手入れ、それから庭の草取り、家具の移動や搬出。これが利用実態でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

実態としては、平成21年で6名、22年で18名。るるあと数値をいただきましたけども、第5期の高齢者福祉計画においてはですね、この生活支援事業、これについての26年度の利用目標25名というふうな数字が書かれておりますが、現状では先ほど26年度は6名ということでございますが、この差の理由がわかりましたらお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

特に家の周りの整理というのは、スポット的でございます。家事援助につきましては、1カ月4時間を超えなければ1年間使えるわけです。したがって、例えば一人の方が1年間使えば、4時間が12回で48時間ということで、数量は上がりますけども、この家事援助が使われていないという現状がございますので、目標値と乖離しているという理由でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

高齢化時代を迎えて、芦屋町の現状で見ますと、65歳以上の高齢者が26年度の10月1日現在で4,060名弱。伴います高齢化率が27.3%と4人に一人が高齢者であると。75歳以上の高齢者については、2,010名弱ということでございます。今後もますます高齢者所帯がふえてくるというふうに思うわけですが、数字的にも裏付けがあるわけですが、先ほどから申しますように特に足腰に故障のある、膝に故障のあるこういう高齢者に対して、スポット的なサービス、いわゆる家庭ごみを週1回程度でございすけれども、そういう方々に対するサービスといいますか、こういうものを将来的に単体で利用できるような制度が考えられるかどうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、ごみ出し生活支援につきましては、基本的には地域や隣近所の助け合いというものが、まず基本になっていくと思います。まず、共助ということでですね。これを、共助を進めるために地域福祉計画を策定してきてまいったわけなんですけども、先ほど答弁いたしましたように、環境住宅課のほうでこういうことが検討できないかということで、投げかけておりますので、このごみ出しにつきましては私どもの課としましては、課題として捉えておりますので、今後検討していくという状態であったわけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

高齢者の方が住みなれたこの芦屋町で安心して自立した生活が送られるように、また福祉施策の充実が図られるように期待をしてこの項目は終わりたいと思います。

続きまして、老人憩の家は現在3カ所ございますが、非常に老朽化が進んでいると。この施設について、建てかえ、統合を含めて検討なされたことがあるのかどうなのか。その点について、まずお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

山鹿荘について早急な対応が必要であるということから、本年1月から6月までの間、老人憩の家について、関係課で検討したんですが、方向性を出すまでには至ってないというのが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

まだ、方向性が定まってないということでございますけれども、60歳以上の高齢者の福祉向上を図るためにこの老人憩の家が3カ所開設してあるわけでございますけれども、ちなみに寿楽会館が昭和52年12月の設置、それから山鹿荘が昭和48年4月、鶴松荘が昭和49年4月と。

36年、40年から41年程度経過して、非常に老朽化が進んでおる。特に今申されましたように、山鹿荘につきましては大変ひどい雨漏りもするというところで、実態はそういうことでございますが、建てかえについては、マスタープランの中でも建てかえについて検討を進める。あるいは、第5期の高齢者福祉計画においても、建てかえ、統合を含めて検討を行うということがうたわれておりますし、現状を見た時に早急に建てかえなり、統合なり計画を策定されることが求められていると思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今後の建てかえに関して、大きくなんですが芦屋町では今後の行政経営と公共施設サービスの

バランスをとるなどのために、２７年度から公共施設のマネジメントのための公共施設等総合管理計画の策定に取り組むこととしております。したがって、この中で検討されるものと考えております。

ただ、山鹿荘につきましては、過去の修理歴から見て傷みが著しく、別に検討することも必要ではないかと担当課では考えている状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 ８番 小田 武人君

マスタープランの中で憩の家の年間利用者数を平成２７年度で６４，０００名の利用者を見込んでおるといってございますが、実態としては、平成１３年度で７３，１００名程度利用されておったものが、平成２１年度では６１，５００名程度、２５年度におきましては４３，４００名程度の利用者数と大変激減しておるわけですね。

この理由につきましては、先ほどから申しますように施設の老朽化が大変大きな要因ではなからうかと思うわけですが、他にこの利用者が減少していることに対する要因なり原因があるとお考えであれば、どのような要因なのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

２５年度は、山鹿荘が浴槽を交互に入れたということがありまして、ちょっとかなり落ち込んでいる現状があります。全体的に申しますと、老人憩の家の利用者の状況でございますけれども、毎月５人程度の新規利用の申込みがあつておるんですけども、基本的には利用者は固定化している傾向にございます。それから、利用年齢なんですけれども、７５歳以上の後期高齢者が多い現状にございまして、２５年２月のアンケートでは７２．１％の利用ということで、占めておられます。７５歳以上になりますと、一般的に介護保険の認定率も上がりまして、施設への入所や通所、病院への入院などによって固定されている方が利用しなくなると一気に利用日数が減少する。このようなケースが一番大きな利用減ではないかなと考えています。

また、議員指摘にございました施設の老朽化も大きな要因だというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 ８番 小田 武人君

いずれにいたしましても、この高齢化時代にぜひとも整備が必要な施設であろうと思いますので、早急に非常に難しいとは思いますが、統合も含めて方針決定をされることを求めていることについての質問を終わります。

続きまして、3点目でございますけど、毎年開催されている敬老会に対象者の3割程度しか参加していないということでございますが、この原因と対策が考えてあるならば、その点についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

26年度の敬老会の参加者の状況でございますが、70歳以上の対象者が約3,100人でございます。出席者は717人となっておりますけども、その高齢者のうち、施設入所者が130人、それから入院されておられる方もおられるため、議員ご指摘のとおり、全体から見ると敬老会の参加率は3割程度でございます。

また、参加者の状況を見ますと、年度による増減はございますけども平成19年度以降、700人から800人前後で推移しております。

それから、過去の敬老会の状況を分析してみますと、天候、それから平日と休日といった日程で参加者に大きな変動はございませんでした。それから、個別に案内ハガキを送付し、記念品の受領率、1,000円の商工会の商品券を差し上げているんですけども、これの受領率が90%であるから、敬老会の周知は基本的に行われていると考えられます。それから、敬老会の運営、それからバスの運行などにつきましても、毎年ボランティアのみなさんにアンケート、それから聞き取りを行なって、内容は改善しておるつもりでございます。それからイベント・アトラクションにつきましては、業者の提案の範囲でございますけども、どれを見たいとかいう選択は老人クラブの方々の意向に基づいており、基本的には高齢者のニーズを反映しているというふうに考えています。このような状況でございます。

このようなことを考えますと、現状の町が夢リアで敬老会を主催する方法では、出席率が低い要因というのは、一つは高齢者の方がアトラクションの嗜好にちょっと合わないということが一つ考えられます。それから、体の具合による欠席者も多いのではないかなと考えております。今年は、「バスに乗れないので、タクシーで来た。」という方もおられましたし、「そもそも長く椅子に座れない。」ということもちょっと聞いております。

担当課としましては、参加者を劇的にふやすことはできないかもしれませんが、もう一度事業を振り返り、高齢者にとって生きがいとなり、また来年も来たいと思えるような敬老会を実施するため、小さなことを点検し、少しでも魅力ある敬老会を実施したいと考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8 番 小田 武人君

るる要因の説明がございましたけれども、多年に渡りまして社会に貢献された70歳以上の高齢者の長寿を祝うということとともにですね、町内の高齢者の方々お互いが交流を図り、アトラクション等で楽しい時間を過ごしていただくと。この敬老会が意義のある催しになるためにも内容の見直しなり、いろんな検討をぜひお願いしたいと思います。

第5期の高齢者福祉計画においても、参加者増への対応を図っていく必要があるということで認識されておりますので、ぜひそこら辺を検討していただきまして、より多くの高齢者が参加される方策を確立していただきたいと思います。以上で敬老会の件につきましては終わります。

次に、件名2の「町有地の有効活用について」という件名でございますけど、この件につきましては、昨日今井議員、内海議員の質疑の中でご答弁をいただいた内容と重なっておりますので、これについては取り下げをさせていただきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

続きまして、件名3の自転車の安全対策について、この件については過去にもお尋ねいたしましたけれども、現状小中学生に対する自転車の安全対策、これについては、どのような指導がなされておるのかについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

26年度において、各小学校では、年1回、八幡自動車学校等から指導により、交通安全教室を実施しています。学校により対象者に少しの違いはありますが、1年生は横断歩道の歩き方、4年生は自転車の乗り方の指導を受けています。中学校では、交通安全教室は実施していませんが、年度当初に全校生徒を対象に生徒指導主事や学級担任が、交通ルールの遵守や通学に際しての注意事項等を指導しています。また、自転車通学生に対しては、自転車安全点検の実施とともに、生徒指導部から安全な自転車通学のあり方や自転車の乗り方について指導をしています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8 番 小田 武人君

小学生については、安全教室等々、それから中学校においては登録時点での指導ということで

ございますけれども。

特に私が夕方遭遇するのが、中学生の下校時間だと思いますけれども2台、3台の並列走行。それから、男の子がふざけ合いながらの二人乗り。そういう状態に、中ノ浜の通学路でよく遭遇するわけです。今、言われるようにいろんな教育はなされているとは思いますが、現状の中ノ浜通学路でのこういう状況について、学校なり教育委員会は状況の把握をされているのかどうか。把握をされておるといふことであるならば、その対応はどのように考えてあるのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

下校時につきましては、部活の関係もありまして先生方がなかなか指導につけない状況にあります。地域の方から、はみ出し、二列通行の苦情があった場合は、生徒指導担当者から学級担任を通じて、注意を促したり、該当する生徒に対して厳しい指導を行っています。中ノ浜の議員ご指摘の箇所につきましても、学校のほうにも苦情があがっているということを聞いておりますが、二人乗りについては、苦情としてあがってきてないというような状況でございました。

また、二人乗りやヘルメットを着用していない場合は、自転車通学の1週間程度の停止を行っておりまして、保護者と生徒に反省を求めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

ちなみに申し上げますと、県警察の統計によりますと、県内の自転車関連の交通事故発生状況につきましては、今年の1月から10月までの数値でございますけれども、5,260件の発生。これの地域別に見ると、福岡地区が3,200、北九州地区が1,000件、あとは筑後の800、筑豊の203件という県警の発表した数値があるわけですが、この5,200件の事故の主な特徴としては、時間帯で見ますと16時から18時と。この時間帯が一番多いわけです。これはもう恐らく、学校の下校時にあたるんじゃないかなと思うんですが。次に多いのが朝の8時から10時、890件。これは、もう登校時じゃないかなと思うんですけども。

というのが、年齢別で見ますと10代が1,560件、20代が900件、30代で670件。65歳以上の高齢者については、40件という状況が発表されているわけですけども。こういうことから見ますと、やっぱり子供たちが事故当事者となるのが非常に多いのではないかなということが言えると思います。特に自転車利用の中学生の登下校時、この時間帯に事故が多く発生

しておると、数字から見ますとそういうことが言えると思いますが、学校での先ほどお話がありましたように、自転車利用の交通ルール等につきましては、いろいろご指導があっておるということでございますけれども、実際に行動としてそれが守られているかと言いますと、先ほど私が申しましたように、並列走行あるいは二人乗り走行等々があるわけですので、現場でこの教育したルールを守らせるための指導ができないのかどうなのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

先ほど部活の関係でなかなか下校時は、指導ができておりませんが、各学期の開始1週間前、朝の7時45分から8時5分まで全教職員で芦屋橋付近、それから花まり付近、役場前、志尾田ビル付近の交差点において、あいさつ指導や交通安全指導を行っております。また、中間考査、期末考査等の部活動中止期間中には、試験終了後の11時40分から12時10分頃まで全教職員によって、3小学校区の巡回指導を行っています。さらに、PTAと連携して、月2回、朝7時50分から8時20分まであいさつ指導と登校指導を実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

朝の登校時の指導は、十分なされているという気がするんですが、時間帯を見ますと16時から18時の事故が一番多いわけですね。そういう面からして、下校時もそういう指導がなされると事故が発生、芦屋の子供たちが現在事故にあったということは聞いておりませんが、県下全体ではそういうことで、夕方の事故発生が非常に多いということでございますので、下校時の指導、これについても検討いただきたいと思います。

先般からお尋ねしておりましたけれども、中ノ浜の通学路の導流提への検討、これについての現状いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

その点につきましては、4校PTAのほうにいい考えはないかということでお尋ねしているところなんです、今のところこういった形でしてほしいということは上がってきておりません。その関係で、今後も上がってこないということになれば、教育委員会のほうである程度考えた中で、関係機関との協議に入りたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

芦屋の小学生、中学生が自転車利用時の事故の加害者とかあるいはまた被害者になることのないように、交通安全教育をより充実させていただいて、規範意識を高めることが今後の自転車事故防止に非常に効果があると思われますので、そのための対策なりを早急に確立されることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。再開は、14時35分からです。

午後2時25分休憩

.....

午前2時35分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、9番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井保利です。一問一答方式で一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

1件名、商業振興について。

要旨、商工業の活性化についての施策を開始すると昨日も聞いておりますが、その内容と状況について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

件名1、要旨（1）についてお答えいたします。

6月の一般質問において、今井議員より創業者等の支援についての提案がありまして、9月の一般質問では、新規事業者の起業に対しての補助制度及び空き店舗対策としての家賃補助制度について、早急に要綱等を作成すると回答をしておりました。

今回、その要綱等ができましたので、今回運用をしていきたいというふうに思っております。

名称につきましては、芦屋町創業等促進支援事業補助金交付要綱と芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱になります。これに関しましては、予算を伴うため本年度12月の補正予算に計上し、この補正予算議決後、運用できるような形で行いたいというふうに思っております。

創業補助金の趣旨は、中小企業の新たな事業の創出や後継者の新分野への挑戦を創出することを目的とし、新たな創業または第二創業を行う者に対して補助金を交付するものとしております。

補助対象事業としましては、日本標準産業分類に規定する製造業、卸売業・小売業、飲食サービス業及び生活関連サービス業、娯楽業は除くに属する業種です。

補助の対象となる経費につきましては、申請書類等の作成経費、改修等工事費、備品購入費、借損料費、原材料費、広報費等です。

補助の金額としましては、補助対象経費の2分の1以内の額で、100万を限度としております。

次に、芦屋町空き店舗活用事業補助金の趣旨につきましては、空き店舗の利用促進及び町のにぎわいづくりのため、空き店舗に出店する者に対し、補助金を交付するものでございます。

空き店舗は、芦屋町の用途地域における商業地域の区域内で、商業活動または事業所として活用されていた物で、3カ月以上営業されていない物を対象としております。

補助対象事業としては、これも日本標準産業分類に規定する卸売業・小売業、飲食サービス業及び生活関連サービス業、娯楽業は除く業種としております。

補助の対象となる経費につきましては、出店から24カ月以内の月々の家賃を補助します。出店から12カ月目までは、2分の1以内、13カ月目から24カ月目までは3分の1以内で、月額5万円を限度額としています。仮に新規事業者が芦屋町の空き店舗を活用して創業した場合、創業等促進支援補助金で、最高100万円と空き店舗活用事業で、2年間の家賃補助、最高額ですと1年目で60万という形の補助を受けるということができます。

予算につきましては、12月議会の補正予算第4号で、芦屋町創業等促進支援事業補助金で1件分で100万、芦屋町空き店舗活用事業補助金として5万円の3カ月分、15万円を計上しています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今のご説明がありました、要綱の変更等につきましては私の所属する委員会で審議すると思いますので、この辺については委員会の中で細かく聞いていきたいと思いますが、今回のこの要綱の改変及び9月議会で出されました企業誘致条例等の緩和策この辺のいろいろな施策に対してど

のような効果があったかという効果確認はどのように今後されるのかを、この点についてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今回の要綱、創業等促進支援補助金につきましては、補助対象者の要件として、5年以上継続して営業する意志を持ち、芦屋町の商工会の会員となることを補助対象の要綱にしています。補助金の申請等については商工会を経由して、事業計画書の作成支援を行うようにしております。また、創業に際し適した申請者であるかにつきましては、商工会で審査会を設置していただき、審査を行い、創業等に適した申請者であれば、商工会会長の推薦書を添えて申請を行うようにしております。

創業者は、事業開始後3年間は、事業の成果を記した状況報告を商工会を経由して町のほうに提出をしていただくようにしております。報告書の記載に際し、商工会の経営指導員が、経営の状況の確認・指導・助言等を行うようにしており、そのことにより創業者が安定した経営が行えるようになり、町に定着していくものと考えております。

次に企業誘致条例につきましては、9月に条例を開始し、奨励措置として、5カ年を限度に固定資産税の減免を行うようにしております。この減免措置を受ける間は、事業年度ごとに会社法に定める計算書類及び現況説明書の提出を求めているため、企業の経営状況等について確認することができ、効果確認を図ることができるのではないかと考えております。

現在のところ、企業、新しい企業誘致条例に該当するところはまだ出てきていないというのが現状であります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今のご説明によりますと、今回のこの要綱変更に関しましては、町の商工会が窓口で申請からその企業の進捗について効果確認をしていくということで、私も提案者の一人でございますので、きちんと確認をしながら、また、議会としてもチェックをしていきたいというふうに思っております。

それではですね、同じようなこの商業振興策として、船頭町の駐車場跡地にはまゆうのスーパーを誘致したんですけども、その後、周辺の商店街や町民のいわゆる人たちに対して、税の投資した効果に関しては、どのように今効果確認をされているのかをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

効果確認についてという形になりますけど、商店街等についてアンケート等や、調査等を行っておりませんが、町民に対しては、コミュニティ活動状況調査を今年度というか、27年の1月に予定をしております。これにつきましては22年から2年置きに調査をやっている状況になっております。対象としましては、町内居住者の20歳以上を無作為抽出で2,000名の方を対象としております。町の取り組み状況に対する満足度と重要度を図るような形の中で、商店街などの中心市街地の整備について設問がありますので、そこで意見を聞くことができるのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今のご回答ですと基本的には地域の商業者に対しては、この新しくできた商業施設に関する影響、そういうものについてはやっていない。ただ、2年ごとに町民に対しては言葉で対するアンケートをやっているということによろしいですかね。

そうしますと、あそこの事業というのは、私の概算で約1億8,000万。建物、それから外溝工事がありましたけど、これだけで約1億8,000万ぐらいの投資をしたというふうに覚えております。概略の数字です。細かいの。この施策について投資効果がですね、実際は指標をもって測定がされてないという結論になると思うんですよね。大切な我々の税の1億8,000万を使って、商業振興をしたのですから、当然執行部としては事前に指標をもってこの1億8,000万に対する効果はどこに何が出てて、この1億8,000万を大切に使いましょうというふうにやるべきではないかと思うんですけども。ここが全く抜けてて、1億8,000万を無駄遣いと言わざるを私は得ないんですけども、非常に言葉としてはきつくなると思いますけども、この辺の投資に対してですね、効果指標を明確にして効果を示す。そして町民にこうだったからこの税を大切に使ったんですよ。このような指標等を持たずにしてですね、やっているということとはこれちょっと疑問に思うんですけども、執行部としてはこれをどうご回答なさるのか、お聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

先ほど課長のほうから申しましたが、商店街などの中心市街地の整備についての満足度、それから重要度、これについてはきちんと聞いた中で、住民の意向を調査をしているところです。その結果なんですけど、いわゆる誘致前はですね、中心市街地はどうであったかということは、これ4点満点なんですけど、満足度が2.05。これに比べて重要度が、3.08という結果でございました。続きまして24年の12月に調査をした結果ですが、このときはもう、確かできた後だったと思いますが、満足度が2.35ということで0.3ポイント上昇しております。また重要度については逆に2.92ということで、0.16ポイント減少したというようなことです。

したがって、スーパー誘致については、住民の皆さんは一定の満足度が向上したというような形でございます。ただ、今言われた、今井議員さんの言われた事業者自身に対するアンケートは行っておりませんので、その点についてはですね、今後の課題かなというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

あの先ほど、一番最初にしました、今回の施策に関してはきちんと商工会で申請の段階から、進捗をきちんと指標をもって管理すると。やはり常々執行部のほうから我々に言うておられますけど、効果確認ができるように、投資効果を確認できるようにそこところが抜けるとですね、大切な税が無駄遣いとしてしか映りませんので、ぜひきちんと今後はこの商業振興については、その投資に対する効果を測定できるように始めから投資をするときから指標を持つという、これは商業振興だけではなくて全てのことですけどね。これをもってやらないと、我々は、議会としては何も見えない。何のために投資したのっていうことになりますので、ぜひこの辺については、今後ですね、しっかりと執行部のほうで、指標を持った投資をしていくということを心がけていただきたいと思います。

それでは件名2、病院事業についてお答え願いたいと思います。

要旨に書いてありますけども、独立行政法人化に向けての現在の進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

町立芦屋中央病院の地方独立行政法人化に向けた取り組みにつきましては、平成25年6月の方針決定を踏まえ、移行準備を進めているところでございます。地方独立行政法人の設立につき

ましては法人の運営、その他の制度の基本となるものを定める地方独立行政法人法に基づき、行うものでございます。

それでは、町立芦屋中央病院の地方独立行政法人化に向けた進捗状況について、主な4つの項目についてお答えいたします。

まず、一つ目は、議会の議決事項でございます。

地方公共団体が地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。定款につきましては、今年3月の議会で議決いただいております。

また、地方独立行政法人の各事業年度及び中期目標に係る、業務の実績等に関する評価を行う評価委員会の設置につきましても、同様に3月議会で議決いただいております。地方独立行政法人芦屋中央病院が、4年間の期間に達成すべき業務に関する中期目標につきましては、評価委員会の審議、パブリックコメントを経て策定したものを今議会に議案として上程し、審議をお願いするものでございます。

さらに、地方独立行政法人化に伴う条例関係でございますが、今議会に芦屋町病院事業の設置等に関する条例等を廃止する条例、芦屋町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例、地方独立行政法人芦屋中央病院への職員の引き継ぎに関する条例、芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例、地方独立行政法人芦屋中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定の議案を上程し、審議をお願いするものでございます。

二つ目は、職員の身分及び処遇に関するところでございます。

現在、病院に勤務している職員は、地方独立行政法人法第59条の規定により「法人の成立の日において、当該法人の職員となるものとする」となっております。すなわち、法人職員となり公務員ではなくなります。給与や人事等については、新法人の制度となりますので、十分な理解を得られた上でのスムーズな移行が望まれます。

賃金・労働条件につきましては、職員組合との交渉事項でもあることから、職員に対して、新法人での賃金・労働条件について丁寧な説明を行いながら理解を求めてきたところでございます。

現段階で、平成27年4月からの地方独立行政法人化につきましては、基本合意ができております。また、賃金・労働条件につきましても大筋合意が整い、今後、詳細な詰めを行っていく予定でございます。

三つ目は、承継される財産に関するところでございます。

地方独立行政法人法の規定では、「地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金、その他の財産的な基礎を有しなければならない」また「地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することはできない」と定められています。さらに、「地方独立行政法人に

出資される財産のうち金銭以外の物の価値は、出資の日現在における時価を基準として、出資する地方公共団体が評価した価格とする」と定められています。以上のことから、現在、当該資産の鑑定業務を行っているところでございます。

四つ目は、評価委員会に関するところでございます。

評価委員会の設置条例の件につきまして、先ほど述べさせていただきましたが、評価委員会に関する庶務の担当が住民課となっておりますので、のちほど住民課長のほうから答弁をいたします。

最後に、今後の予定といたしましては、1月に予定されております臨時議会において、町が新法人に承継させる権利を定めることについての提案を行う予定でございます。また、2月中旬には、地方独立行政法人設立の認可申請を福岡県に提出し、4月1日に予定されております臨時議会に新法人が策定した中期計画の議案を上程する予定でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

病院事務長より概要説明がございましたが、評価委員会の関係についてお答えいたします。

第三者委員会である評価委員会を本年6月に設置し、中期目標などについて審議をいただき、11月までに5回開催しております。中期目標につきましては、評価委員会で審議後、9月から10月にかけてパブリックコメントを実施し、今議会に議案として上程しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今の説明で四つの大きなポイントがあるということで、よくわかりました。当然これも私たち委員会の中でやりますので、大きく変わるということは時価評価と従業員の身分が変わるということがポイントでわかりました。

今後この芦屋町の町立病院が独立行政法人というふうになっていくわけですが、しかしながら、独立行政法人になりましても、やはり町民の病院であることは間違いのないと思います。そうすると、この独立行政法人後になっても町民に密着した医療体制をどのようにするのか。これが一番重要な課題だと思うんですけど、この辺については、どのような病院にしていくのかということについてのご説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

平成27年4月から地方独立行政法人に移行しても、先ほど今井議員が言われましたとおり、町の病院であることには変わりございませんので、地域住民のために必要とされる医療を持続可能な限り提供してまいりたいというふうに考えております。また、これからの超高齢化社会に向けた取り組みとして、高齢者が住みなれた自宅や地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう医療と介護が一体となり、地域の医療機関や介護老健施設、地域包括支援センターなどの各事業所と連携を密にすることで、急性期から在宅まで切れ目のないサービスを提供し、芦屋町の地域包括ケアシステムの構築の中で芦屋中央病院が中心的な役割を果たしていけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今のご回答の最後にあった部分が、一番必要、重要だと思いますので、ぜひですね、地域に根差した、地域の住民の人たちがですね、本当にニーズがあるものをですね、医療体制の中に組み込んでいくように今後検討して、また議会のほうにもご提案をいただきたいと思います。この独立行政法人としての財政運営ですとか、財政リスクについて町民にですね、明確に示してですね、いわゆる投資の額が多いとか、この投資はこういう効果があるんですよとか、いわゆるリスクの開示を図ることが重要だと思いますが、この課題についてどう考えているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

財政的なリスクでございますが、芦屋中央病院は新築移転を予定しております。新病院基本計画を今年2月に策定いたしました。その中で、新病院の建設事業費の財源につきましては、過疎債及び病院事業債等を充てることや、国の補助金、自己資金を見込むことで借入金の返済につきましても、十分返済していけるものと考えております。

また、高齢化が進む中、町民のために現在の病床数137床と診療科目は必要と考えていますので、これを維持し、地方独立行政法人に移行することで、病院の権限により、医師をはじめとする医療職員の確保及び職場環境の整備や機動的かつ柔軟な意思決定により、抜本的な経営改善

が見込めるため、安定した経営のもとで、健全経営を維持し続けて行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

まだ、これから財政についてはこれから詰められると思うんですけど。ここ一、二年前からの新規に、もし、したらということで、見ておりますけど、相当財政的に膨れ上がっていると。ぜひその辺はですね、本当に必要な医療体制のみにしていきながら、財政的なミニマイズを図ってですね、効率的な町民の病院になることを祈って、そしてまた、私も委員会の中で、きちんとこの独立行政法人化については、質問、検討して行きたいと思うのでよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、3番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それでは質問通告書に基づきまして、一般質問を行わせていただきますが、まず第1点、高齢者対策についてということで、1点から4点までございます。先ほどの質問の中で、小田議員さんのほうからですね、質問された内容と重複するところは省いて結構でございますので、一応そういうことでご回答願います。

まず第1点、高齢者対策について。高齢者が増加していく中で、芦屋町の現状を踏まえた対策が必要と思うが、次の点についてお尋ねいたします。

まず第1点、高齢化率が上がり、上昇する中で、福祉施設の充実については今後どのように計画をしておられますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町の高齢化率は、本年4月1日で27.2%、高齢者人口は4,003名でございます。これは1年前と比較して高齢化率で1.2%、人数で53人ふえています。また、本年3月時点では839人の方が介護認定を持たれている状況です。このような現状に対する施設型サービス

の提供ですが、27年度に町内に特別養護老人ホーム80床が整備されます。

今後の福祉施設の充実に関して説明させていただきます。特別養護老人ホームやグループホームなどの福祉施設を整備するためには、福岡県や介護保険広域連合の許可が必要となりますが、県や広域連合とも市町村に必要な整備量以上は認めない考え方でございます。整備量の算出は、広域連合が国から示されたワークシートに芦屋町の人口や高齢者の予測、介護認定の状況などを入力することによって算出されます。この整備量に基づいて、芦屋町は県や広域連合に福祉施設の整備の協議が可能となります。芦屋町としましては、県や広域連合の制度に基づき算出された整備量、将来の財政負担などを考慮し、福祉サービスの水準などを踏まえ、福祉施設の整備に関して判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今、お話があったように間違いなく高齢者というのはふえてきます。そして、施設そのものというのがもう県からおりてくるといことで、あまりやっぱり見込めない。人口も減ってくるといふような状態になってくるわけですが、そういたしますといやが応でもですね、いわゆる介護、地域での介護とか、そういったところに結びついていくようになるんですけども、このほかにいわゆるその福祉施設というのが、特別養護老人ホームだけじゃなくて、グループホームとか、またその他の施設というのも考えられるわけですが、この点について、何と言いますかね、その中で活動できるような施設と言うんですかね。

これは私、実はせんだって老人会のところでですね、よその町に行ったんです。そうしますと、そこではですね、もう一体となった施設の中で風呂からなんから全部準備されて、かなり機能的な部分が芦屋町と比べて進んでいるなど。まあこの町とは言いませんけども。そういったその福祉施設というものを考慮していきながら、これからの25年を乗り切っていく。そういった考え方をもとにですね施設を充実にといことで、特別養護老人ホームだけじゃなくて、それ以外にそういった考えることが大切ではないかなと思っているんですが、その点についてちょっと1点。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま申しました入所施設ということなんですけども、これは特別養護老人ホーム、介護つき有料老人ホーム、それから老人保健施設、老健ですね。それからグループホーム。これが一体

的に入所施設と一般的に言われるものでございます。それ以外の例えば施設ですね、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホーム、こういったものはちょっと市町村の範囲ではなくてですね、福岡県の県の範囲の設置許可者になってきます。そういうことで、今後の施設整備については、要するにそこら辺は全く裁量がないと。まあ全然、施設型についても県のほうで示す以外は市町村に裁量はないんですけども、住宅型有料老人ホームについても、施設型そういったものについても市町村に現状、裁量というのはございません。

それで刀根議員が言われたものについては、福祉施設と地域との連携とか、そういった部分じゃないかなと思います。福祉施設につきましてはいろいろな地域との連携を図られているところがあって、例えば、パン屋さんを併設しているところとか、足湯を置いたり、地域の会合をしていったりとか、そういった状況があるんですけど、それは施設の創意と独創性の中でやられるものであって、市町村のほうで施設整備について注文までつけるというような現状にはっていないというのが、老人福祉施設の現状でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ちょっと言い方が悪くて申し訳ございません。その前の質問でちょっと重複したもんだから、あえて省いたんですけど、実は今、ちょっとダブりますけども、寿楽会館とか、ああいったお風呂とかの分がありますよね。よその町に行くと、1カ所で集めながらということで、それが健康器具とか、いわゆるレクリエーションとかができるような施設になっていると。これが、そこそこの部分で考えていくよりも、一体的になって考えて、あわせて、ある町ではですね、温泉までも出ながら、これを楽しんでいるという町もあったもんで、そういった計画はないだろうかという意味合いで聞いたつもりです。すみません。これはもう結構です。そういったものが必要になってきますよいうところで、十分考えていただければいいかと思います。

では次の2点目で、そういった施設が出たときに、その中でやはり介護なり、そういった支援する住民の方がまた必要になってくると思うんですけども、ご存知のように、今人口そのものが地域の中でも減っておりますし、あわせてそういった支援を求めていくという意識そのものが、私は低下しているというふうに考えますので、その辺の対策についてどのような対策を考えておられるかについてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域での連携やお互い協力をしていくといった地域意識というのは、今議員ご指摘のように希薄化していると言われております。しかしながら、先日、船頭町区それから白浜区の「愛の福祉ネットワーク事業」について調査させていただいた際、皆さんが非常に高い熱意を持たれておられるということを感じました。

今後の地域福祉の推進につきましては、この両区のように、共助の取り組みを進めるために行政や社会福祉協議会が支援するということが必要であるというふうに考えております。

先日開催しました地域福祉計画の取り組みを進める推進委員会においても、それぞれ委員としての参画していただいているそれぞれの団体で、共助の取り組みを進めるために、具体的な行動計画づくりについて、各団体で検討していくことが委員会で確認されております。このように共助の取り組みを積み重ねていくことが、地域福祉の推進・地域意識を高めていくというふうになると思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今確かにですね、白浜、船頭町含めて何町自治区においては、そういった共助というものを考えながらの活動が展開されていることも聞いております。ただ、これは一つの活動が、例えば、社会福祉協議会が中心となって、その組織をつくって、そして10年なりそれ以上の年数をかけてつくられていくものでありまして、このそういったそのものがもっと広めて、そしてそのところで展開していくことによって今の地域でのことが可能だと思いますので、ただ社協に任しておくじゃなくて、例えば、啓発とか広報とかそういったものも含めてですね、できるだけ広がっていくような施策を講じていただきたいと思います。

次に、第3点目に移りますけども、一つの高齢者がふえていく、人口がふえていくことによって、医療費が重なってまいりますし、当然それに対する財源措置というものも大きくなってくるわけですが、現在の健康保険制度、特に後期高齢医療といったところの現状についてお答えください。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

高齢者の健康保険制度として、平成20年度から後期高齢者医療制度が発足しております。都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合が置かれており、対象者としては、原則として75歳以上の後期高齢者全員と65歳から74歳の前期高齢者で一定の障害について広域連合の認定を受け

た方が被保険者となります。

保険料と医療費の負担の仕組みとしましては、総医療費の総額から自己負担額を除いた医療給付費のうち、約5割を公費、いわゆる税金で、約4割を現役世代からの後期高齢者支援金で負担し、残りの約1割を保険料で負担するように設定されています。医療費の自己負担割合は原則1割ですが、現役並み所得者については、3割となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

あわせてですね、大まかで結構でございますが、医療費の増加率、例えば24年度はこのくらいだったけど、25年度はこのくらいという大まかな伸びというのは今後もそういった格好で伸びていくというふうに想定されるので、それをわかりやすく、言いやすくするためには大まかで結構ですが、何億が何億に膨れ上がりましたというところで結構です。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

後期高齢者医療制度の医療費総額は年々増加しておりますが、伸び率は鈍化傾向にあります。ただ福岡県広域連合における一人当たりの医療費は、25年度の速報値になりますが118万1,678円。これは対前年度比0.93%の増となっております。なお、芦屋町の場合ですと、一人当たりの医療費は98万5,308円。これは対前年度比4.05%の増となっており、60市町村の中で言いますと2番目に低い水準となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

一人当たりの医療費ということで、人口もふえてきているということで、大まかどのくらいの金額がふえてきていますよ、そのうちの5割は町が負担ですよというようなことが見えてくると思うんですが、そこでこの課題となってきた医療費というところについて、特別に施策を講じる予定はございませんか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

町独自の施策というのはございませんけども、今、国会のほうでいろいろな形で審議がされておるといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

そこですね、4点目のほうに移らせていただきますが、一つのどこまでも膨らんでいく医療費というものをどこかで歯止めしていくといった形の中ではですね、軽減策、いわゆるこれが一つの健康づくりというものにつながっていくのではないかなというふうに考えているわけですが、これ実は前回も一つの社会体育といったところの部分で、いわゆる健康づくり事業がもっと積極的にやれるような、そういった体制づくりが必要な時期じゃないですか、というところで問題提起しております。それはある程度わかりやすくなるところで、今、後期高齢者医療という格好で言っておるんですけども、これ現在、芦屋町の教育委員会の中ではですね、体育というものが、昔はあったんですけども、今は係としてないというふうなことがあります。やはり、一つの仕事をやっていくというのは、人間には能力の限界がございますからね。どの施策に力を入れていくか、どちらの施策に力を入れたほうがより効果的なのかということで、これは事務改善委員会といったところで影響してくるところでお答えあったんですけども、そのような形で検討はあつてますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

事務改善委員会の中で、今年度につきましても各課に問題点、改善点、それを出していただいて、その内容について今現在精査をしているという段階でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

やはりですね、一つの町という形の中では、税として入ってくるもの、ある程度定まっていますけども、それ以上に出るほうが増えてきたときに、そこには何らかの手立てというものを考えないと、これ解決しないと思います。そこで、前回のときにもこの健康づくり課、いわゆる体育とその分が、何ていうんですかね、健康づくり課というんですかね。それが一体となってそういったものをやる必要があるんじゃないですかというふうなところを提案したつもりですけども、

何かこう伝わってなかったんです。まだ上がってないみたいですから。これを早急にですね、實際考えて、実際に動いてくるときには、動いていくだけの年数というのは必ずかかります。ですから、そういった点で、これを十分に審議していただきたいといったところで、その次に子育ての支援対策についてお伺いいたします。

まず、第1点が現行の保育制度における措置人員及び入園児童数並びに保育料金体制、保育園・幼稚園はどのようになっているのかというものについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

まず、保育所についてでございますが、町内には、町立保育所が2カ所、私立保育所が2カ所、計4カ所ございます。保育所では、親の就労などのため保育に欠ける乳幼児、すなわち0歳児から5歳児を保護者にかわって保育しております。今年10月1日現在ですけれども、町内四つの保育所での措置人数は、保育所ごとに、山鹿保育所で55名、緑ヶ丘保育所で53名、芦屋保育園で84名、若葉保育所で90名となっております。このほか町外の施設への措置といたしまして、3施設に3名、あわせて285名措置しております。なおこれは、待機児童としてはおられません。

保育料につきましては、芦屋町保育の実施条例施行規則に基づき、3歳未満児につきましては0円～9万7,500円。3歳児は0円～3万6,000円まで。4歳以上児につきましては0円～2万9,500円までの範囲内で11階層に分けた保育料表を定めまして、家庭の所得や世帯構成などを勘案して決定しております。

続いて、町内の幼稚園についてでございますが、町内の幼稚園は私立幼稚園が2カ所ございます。幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として設置されております。幼稚園は満3歳から小学校就学前の幼児を対象としてお預かりしています。本年10月1日現在ですけれども、幼稚園での入園者数ですが、本年度の町で行っています就園奨励費補助金の申請状況によるデータですが、芦屋中央幼稚園で136名、愛生幼稚園で55名、その他町外の幼稚園で43名、合わせて234名が幼稚園に入園されているということです。

幼稚園につきましては、町の措置ということではなくて、設置者と保護者のほうの直接契約になっておりまして、入園をされております。幼稚園におきましての保育料等の保護者負担は、幼稚園設置者が独自に定めておりまして、兄弟がいる場合は割引制度がありますが、費用は原則一律となっております。このほか入園料や教材費、制服代、送迎費用などの費用負担もあります。

なお、保育園・幼稚園とも希望する保護者に対して、延長保育もしくは預かり保育を別途実施

しております。

町では、幼稚園に通園されている世帯の経済的負担を軽くするため、幼稚園の入園料と保育料を減免する幼稚園設置者を対象に、入園児の家庭の所得、世帯構成等の基準に基づき、年額1万6,000円から30万8,000円の範囲内で、幼稚園就園奨励費補助金を交付しています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

保育料体系は大体わかりましたけども、そこですね、このところの部分というのは、運営的なところがちょっと見えてこないの、具体的に、例えばAという方が申請されますね。そうすると、その申請をされたその方の所得によって、各階層に振り分けられますよという格好になりますよね。そうして、別に保育所そのものというのは、国からの助成金と町からの持ち出しというのかな、それによって運営されて、保育料そのものは実際に入ってくるんですよという考え方でよろしいんですかね。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

そこですね、この保育料というところですね、これもあの次の2点目に移らさせていただきますが、これ各自治体によってかなりの格差があるんですね。例えば、この芦屋町ということで今おっしゃいましたけども、11階層に分かれて、最高額と言ったかな、これが9万7,500円って言ったかね。そういったその数字で上がっているのですが、これが北九州市等の場合はかなり低い金額で設定されていたという覚えがあるんですけども。その点について、この近隣の状態の分、わかりましたらお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

保育料につきましては、国が示しています基準を上限といたしまして、それを参酌して自治体

が決定するというものでございます。議員ご指摘の周辺の状況でございますけども、まず岡垣町につきましては、0歳児は10万4,000円までの範囲。1、2歳児が8万4,000円まで。3歳児は3万6,000円まで。4歳以上児は3万5,000円までの範囲内で12階層ございます。これは25年度に改正されたということです。

遠賀町は、3歳未満児は8万円まで。3歳児は3万7,200円まで。4歳以上児は3万1,300円までの範囲内で12階層です。

水巻町は、3歳未満児は8万2,000円まで。3歳児は3万8,000円まで。4歳以上児は3万2,000円の範囲内で13階層に分かれております。

中間市では、3歳未満児は7万2,000円まで。3歳以上児は2万7,000円までの範囲内で10階層です。

北九州市は、3歳未満児は6万3,300円まで。3歳以上児は3万2,700円までの範囲内で16階層に分かれております。それぞれで家庭の所得や、世帯構成等を勘案して保育料は決定されているものでございます。ちなみに、最高といわれる階層の年収ベースで申し上げますと、所得税でいうと73万4,000円。これを大体年収に換算しますと、1,100万円強になるというものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今ですね、この保育料について自治体にかなりの格差があるというところが見えてきたと思いますが、そこでやはり芦屋町という形の地域性ですね。これが市といわれる町との部分でかなりの保育料に格差があるんですね。先ほど言いましたように、中間市が7万何ぼ、北九州市が6万何ぼ、芦屋町が9万何ぼと。この辺は特別な、いわゆる市だから、特別な補助金というのかな、そういったものが給付か何かされるのでしょうか。それともあくまでも自治体のという格好で出てきているんでしょうかね。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

先ほどもちょっと言わせていただきました、国の基準を参酌して自治体が最終的には保育料の水準を決定していくというものでございます。その中で、申し込まれた家庭の所得状況や、世帯の構成によって保育料を決定していくということでございまして、そのほかに補助等はございません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今からの考え方という部分については、担当課というよりも理事者の考え方になってくるかと思います。ある意味、違いというものが見えてきたと思うんですが、私は芦屋町というのはその北九州市近辺並びに郡内のところに比べてですね、むしろ交通費とかいろいろな、これは保育園ですから交通費はあまりかからないかもわかりませんが、その他の生活の部分では、私は芦屋町は逆に経費のかかる町じゃないかなというふうに思っているんです。ですからそういったところで、子育てという観点を捉えてみたときには、むしろ自治体でその辺が決定し得るという格好であれば、やはり経営が前提としてありますけども、というのが、ある意味北九州とかいうところはですね、待機児童が待っていると。あく間がないという状態でフル稼働していきますし、ひとつの保育料というのは全額入ってきますよね。ところが、芦屋町の場合はそこまで人がいないからというところで、これをしないと財源に影響しますよというところがあるかもわかりませんが、それ以上にやはり子育てしやすいような環境というものをつくってやるということも、私は重要なことじゃないかなというふうに考えております。そこで、最後で結構ですけども、町長でも、副町長でもその辺のお考えをお聞きして終わりたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

刀根議員のほうから、子育て支援対策という形の中で、保育料の補助をされたらどうかということの答弁でよろしいでしょうかね。〔発言する者あり〕

課長がるる答弁いたしました。今説明があったように国の基準がありますよね。各市町で高いとか安いとかいうのは説明があったように、何段階に分けておるかということになるわけですね。だからどの階を捉まえて高い安いを言われておるのかというのはちょっとわからないんですが、芦屋町は11段階でございます。それで結局、自治体は国の基準を参酌してそういうふうに徴収しておるわけでございますが、芦屋町だけが、刀根議員言われましたように、じゃあ下げたらどうかということでしょうが、それは良好な保育事業を進める上でいかなものかと考えるわけではありますが、やはり水準に関しましては地域的な均衡を図る。そして芦屋町の場合は、郡内での均衡を図るべきであると考えております。できるとすれば、11段階を他の類似団体のように階層をもう少しふやすか、密にするかということであろうかと思いますが、その辺については検討課題という形にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

この部分はですね、後々検討していただいて、やはり芦屋町が子育てしやすいという形に変わることを祈念いたしまして、一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、刀根議員の一般質問は終わります。

.....

○議長 横尾 武志君

次に 4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今、資料をですね、配付するように、議会運営委員会で言われておりましたけど、まさかきょうあるとは思っておりませんで、先ほど持ってきてまして、事前に配ることができませんでした。配付のほうをお願いします。

○議長 横尾 武志君

資料を配付して。

じゃあ、しばらく、休憩します。再開は 1 5 時 4 0 分からいたします。

午後 3 時 32 分休憩

.....

午後 3 時 40 分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

大変お疲れのことと思います。私もこの二、三日前から風邪を引きまして、喉ががらがらでして、皆様方にご迷惑をおかけするかと思いますが、よろしくお願いします。

一般通告書には、特養の地番非開示の高裁の判決結果についてということで、述べさせて掲載させてもらっていますが、1 番の 1 1 月 1 4 日に判決が下されているが、主文はどのような内容かというところをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

第1として、本件控訴を棄却する。第2として、控訴費用は、控訴人の負担とする。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

通常、棄却されて訴訟費用は控訴人いわゆる町ですが、負担するということは、全面敗訴というふうに捉えていいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

裁判所の中には、全面敗訴ということは書いてありません。主文どおりでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、3月26日でしたか、3月でしたが、地裁の判決の主文はどのようになっていたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

主文1、芦屋町長が平成24年12月5日付けで、原告に対してした芦屋町情報公開条例、昭和61年芦屋町条例第38号、平成25年芦屋町条例第24号による改正前のものに基づく、一部非公開決定のうち、「平成22年度高齢者福祉施設整備について（協議）」と題する芦屋町長が福岡県知事に出したかがみ文書のうち、記2（5）設置予定地を非公開とした部分及び「平成22年度高齢者福祉施設整備について（協議）」と題する法人が芦屋町長宛てに出したかがみ文書のうち、記5設置予定地を非公開とした部分を取り消す。

2、芦屋町長は原告に対し、「平成22年度高齢者福祉施設整備について（協議）」と題する芦屋町長が福岡県知事に出したかがみ文書のうち、記2（5）設置予定地の記載部分及び「平成22年度高齢者福祉施設整備について（協議）」と題する法人が芦屋町長宛てに出したかがみ文書のうち、記5設置予定地の記載部分を公開せよ。

3、訴訟費用は被告の負担とする。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今皆さん方に配布しておりますのが、行政報告の中の10点目の文書非開示処分取り消し等請求及び控訴請求事件について、昨日は行政報告がございました。これを読みながら、聞きながら、傍聴者の方もたくさんおられたわけですけど、どのような感想を持たれておるのかなというような内容ですが、私が通告書を出している中で、それをもう回答していただいている、つまり、問答集みたいな内容でありますので、この資料6の1、行政報告の中から質問をして行きたいと思います。通告書にも内容としては、合致するところがたくさんありますので。

それで、皆さん方この文章を町長が読まれて、この判決文、控訴いわゆる原告であるNPO法人、被告である町、そして、それに対して町は控訴しましたので、控訴人、そして、NPOが被控訴人という立場なるわけですけども、私は、この文章を町長が読まれる中で、また、傍聴者の感想の中で、都合のよいところだけつまみ食いして、そして、編集、創作文に仕上げていと言いましょかね。そういうことがる書かれていると、また、まことしやかに書かれています。皆さん、どう感じられたでしょうか。執行部の皆さん方も、それから議員の皆様方も、まさか町が嘘を言うはずがないと、そういう意味で誰でも信じられるものと思われま。こういう内容です。質問いたしますが、広報あしやにこの文を土台にして、来年1月、2月号に出されるおつもりでしょうか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、通告書に従っていかんと、一問一答になりませんよ。

○議員 4 番 妹川 征男君

わかりました。

じゃあ、この中でどのような根拠に基づいて控訴したのかというのは、ここの資料6の2に書かれてありますが、そうだと思います。ここを読み上げていただけませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

一つ、同じ情報をもつ福岡県も同様に非開示としていること。二つ、不採択となった事業者が開示を望んでないこと。三つ目、芦屋町情報公開審査会が非開示の決定をしていること。四つ目、芦屋町が非開示決定をした24年12月の前に、事業者などを誹謗中傷するビラの頒布があったこと及び新たな証拠として、一度同意をした隣接地権者に対して同意を撤回させるなどの妨害行為が行われたことを提示して、地番を開示すれば同じような妨害行為が行われることは確実であ

ったとして控訴しました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ、そういう控訴の理由を 1 点から 4 まで挙げられまして、その点、裁判所の判決は、どのような判決内容でしたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

判決につきましては、先ほど言いました主文のとおりでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

主文はそうですけども、裁判所の判断、裁判長の判断はどのようになっておりましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高裁の裁判所の、当裁判所の判断というところを読み上げてまいります。1、当裁判所の現判決と同じく、本件処分のうち本件文書 1 の記 2（5）設置予定地を非公開とした部分及び本件文書 2 の記 5 設置予定地を非公開とした部分（本件設置予定地部分）を取り消すとともに、本件設置予定地部分について、控訴人に対して公開を命じるのが相当であると判断する。その理由は、5 記 2 のとおり答審における当事者の補足的主張に対する判断を加えるほかは、現判決、事実及び理由中の第三、当裁判所の判断、記載のとおりであるからこれを引用する。

2、当審における当事者の補足的主張に対する判断（1）控訴人は、本件設置予定地の関係区域の住民に対する説明会において、付近見取り図を使用して申請地を説明するにとどまり、本件設置予定地の地番及び地番を特定し得る情報を開示していないし、当説明会終了後、上記付近見取り図を回収していると主張する。しかし、たとえ本件設置予定地の地番及び地番を特定し得る情報を開示していなくても、また、上記説明会終了後、上記付近見取り図を回収していたとしても、現判決が認定するとおり関係区域の住民の説明会が予定され、実施されている以上、上記情報は住民にとっては、容易に推知することができるし、よって、第三者に知られ得るものであつ

て、よって、これらはいずれ公開され得ることが予定されている性質の情報というべきであり、控訴人の主張は採用できない。

2、控訴人は、本件事業者は平成24年度にも25年度にも申請書を控訴人に提出するなどして、計画を実現しようとしていたものであるから、このような当時の状況も鑑みれば、本件事業者の事業計画が不採択となった事実が明らかになれば、本件事業者が被る不利益は著しく、本件事業者の信用または社会的評価が害されると判断される状況にあったと主張する。しかし、現判決が認定判断するとおり、設定予定地等の情報の性質からして、協議を申し出る事業者としては、後にこれらの情報が公開され得ることを前提として、市町村長に対して協議を申し出ていると解されるから、仮にその信用または社会的評価が害されるとしても、当該事業者において甘受すべきものというべきであり、控訴人の主張は採用できない。

(3) 控訴人は、平成24年度要綱や平成25年度要綱の締め切り直前の時期や本件事業者が説明会を開催しようとしている時期に特定の事業者を誹謗中傷するビラが配布されるなどし、さらに、現実かつ直接的に一度同意をした隣接地権者の同意を撤回させる妨害行為までも行われていた。このような状況を鑑みれば、本件設置予定地を開示すれば本件事業者に対して何らかの妨害行為が行われる蓋然性が認められたのであり、本件事業者の競争上の地位が侵害されると判断される状況にあったと主張する。しかし、この点も設定予定地の情報が公開され得ることが予定されている性質の情報であることに加え、上記事情をもってしても、本件設置予定地を開示すれば、本件事業者に対して何らかの妨害行為が行われる蓋然性を認めるに足りないというべきであり、控訴人の主張は採用できない。

3、以上のとおり、被控訴人の請求をいずれも容認した現判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この高裁の判決文は、一審の判決を補足した形で判決文が書かれています。一審の判決文を見るとするならば、これはこのNPOが原告としてやられてる、特に誹謗中傷のビラというような言い方に対して、この一審の場合、それから二審の場合も一審の原告に従ってですが、誹謗中傷のビラというのは、政治的な目的で芦屋町政を問題にしているのであって、何ら誹謗中傷のビラではないというような形をとっているかと思うんですが、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

最終的な判断は高裁の判断になりますので、そこは一審の解釈でございまして、二審については、そういうことは判断しておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

では、芦屋町としては、この原告ないしは被控訴人であるNPO法人のチラシ、これについては今でも誹謗中傷のビラというふうに思っているのですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

ビラの内容なんですけど、例えば、「特別養護老人ホーム申請に疑惑発生」として、芦屋町政は利権に群がる一部議員と町長とで動いている。それから、議会での特養新設を求める意見書採択を、請願書が出される前から水面下で暗躍が始まっていた。この画策はまさしく「官制談合」である。それから、うそと逃げ、だましに徹する福祉担当者・町長の犠牲者か。それから、町長と悪巧みする一部の議員のために、真相を隠し、嘘、だましを繰り返す。また、疑惑や官制談合の真実が明らかになった。これ以外にもございますが、などの見出しや記事が列挙されております。また、「官制談合」なることについては、いずれのビラにも表現がされておりました。特養設置に関して頒布されたビラについては、誹謗中傷する内容があると言わざるを得ない。このように考えております。

控訴審では、誹謗中傷のビラの頒布、さらに現実かつ直接、一度同意をした隣接地権者の同意を撤回させる妨害行為があり、これら妨害行為の事実があったからこそ、地番を開示することで隣接地権者などが明確になるため、それが妨害行為につながり、これによって特定の事業者が不利益をこうむることになると、こういう主張をいたしました。しかしながら、裁判所の判決は、その事情をもってしても、その事情をもってしてもという表現がございまして、その事情をもってしても、事業者に対して何らかの妨害行為が行われる蓋然性を認めるに足りないとして、地番を公開することにより、妨害行為が認められる確実性があるとは言えないというようなものでございました。

つまり、妨害行為の事実は認めていますが、確実性の度合いの観点から、事業者にとって明らかに不利益とまでは言えないという内容であると思料しております。このようなことから、誹謗中傷などの妨害行為があったということの点においては、裁判所は認定をしたことになるものと

考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それは、解釈の違いですね。そういう意味でこの判決文、第一審と第二審の判決文、また、控訴理由書、それから原告の訴状。こういうものについては、情報公開条例に基づいて、これは町民の方が開示した時には、開示していただけますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

今の判決文ということによろしいですかね。判決文につきましては、請求があれば開示できると思っております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

どうぞ議員の皆様、執行部の皆様もそうですが、ここに行政報告書に書かれている内容と、そして判決文をご覧になって比較していただきたいと思います。そのことによって何が真実なのか、何が事実なのか、そういうところがわかってくるだろうと思います。私は、この文章は先ほども言ったように、まことしやかに書かれている。都合のよいところだけつまみ食いをして、しかも悪意をもって、編集、創作しているのではないか、こういうふうに私は思っております。

次のところの、6の2のところなんですけど、26年9月、原告が裁判所に提出した第三準備書面に記載されていますが、原告の訴訟目的は、特定の事業者と芦屋町との官制談合を追求することにある。本来であれば、条例に基づき、町議会の承認が必要であるところを芦屋町が当該事業者と結託して官制談合を働き、町有地を一事業者に議会の承認もなく、利用させようとしていたのではないかと疑いを有している。そういうことが、準備書面のほうに書かれていたようですが。

このチラシを見てください。資料の1です。資料の1と資料の2があって、裏側が字図の図面ですね。資料3です。この資料の1は、これは開示請求した際に、これは波多野町長より福岡県知事に平成22年6月29日に意見書とともに、その事業者の書類とともに県に出されたものなんです。これは県に開示請求したところ、このように設置主体について法人名、理事長名、法人所在地、全部黒塗りでということで、出てきたものを今度開示請求不服申し立て裁判で判決で勝

った時に、町がこれを正式なものといえますか、そういうものを出されたものです。

法人名は、社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会、理事長名は名前が入っていたんですが、これはその方のそれこそ名誉を傷つけるものではないだろうと思って、これは消されております。法人所在地、施設種別、工事区分、定員、施設名、設置予定地、竣工予定。本来は、この裁判は、設置予定地であるここを知りたかったわけですが、福岡県遠賀郡芦屋大字山鹿808の10と。それでよかったわけでしょうけど、どういうわけか非常に故意的に出されておるので、今後はそれに基づいて、やはり会社名、地番、そういうところも出していただきたいと思います。これがやっぱり、情報公開条例の趣旨だと思いますね。知る権利というのがあります。

さて、福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿808の10とはどこか、裏を見てください。これは、社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会の土地ですね。そうしますと、皆さん方には赤で囲まれているところが、808の11、枝番ですね。808の10、808の8、808の9、その中の808の10というのが、これは24年でしたか、平成24年10月頃に分筆されてますので、808の10と808の11は、合体したところが808の10です。これ、間違いないんですか。

これ、平米数にしますと、坪が一番わかりやすいですから、264坪しかないんですよ。264坪。間違いないですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

当該の協議書のかがみにつきましては、設置予定地ということで、代表地番が書かれているものというふうに理解しています。このかがみについてですね。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

もう一度お願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

設置予定地ということで、代表地番がかがみに書かれているというふうに解しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今の説明わかりません。法人所在地、これは字図、地番を開示してくださいということに対する回答が、808の10でしょう。だから、808の10を裏面には、808の10と808の11の場所ですよ。これでいいんですね。いいんですかと聞いているわけ。しかも、これは、50床ですね。平成22年度は、設置枠は、50床でした。でも、千二百、三百坪はいるはずですよ。なのに、260の坪数で建物が建てるような、その地番を芦屋町は、申請書、協議書を受理したんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

判決内容につきましては、このかがみ文書の設置予定地を開示せよということですので、これ以外はないと思います。それと受理につきましては、今まで何度もお話ししてきましたように、受理して、県へ送ったというのが事実です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この書類を平成22年6月29日に受理して、そして、それを県のほうに上げたのかもわかりませんが、この山鹿808の10ということについて、坪数やそういう建物、建築内容、そういうものがこの二百六十数坪の中に入ったような、その書類を受け取って出したんですかと聞いている。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この地番につきまして、私、808の10が代表地番ということで認識しておったんですけども、これ出されたのが、25年の書類でございますよね。その前は、ちょっと808が一筆、10として一筆としてなっておったかどうかというのは、確認しておりませんので、ちょっとそこは、完全にはお答えできかねるところでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、私もこういうことで不動産会社にもいろいろ相談しましたし、私なりにもわかっておるはずですけども、これは、808の7というのが下にありますね。808の7が分筆されて、

８０８の８とか８０８の９とか、こう分筆されて８０８の１０というのが分筆されているわけですね。そして、８０８の１０というのは、先ほども言ったように８０８の１１と合体されたというか、分筆されないままの平成２２年度なんです。よって、８０８の１０というのは、８０８の１１と一緒に土地であるということなんです、そういう意味でこの問題については、ニューオンプズマンが言っているように、町有地、この田屋地区に千二百坪くらいの土地はないんですよ。ありません。ないと思います。ということであれば、その町有地であったのではないかという疑いを有していることが、あながち間違いではないんじゃないかなあと私は思うわけですけど、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは、協議書のかがみでございます。協議書の書類一式を確認しますと、中にあります書類、それ整備予定地っていうのは、しっかり入っております。それについては、この赤枠の中で囲まれたここが、当該事業地というふうになっておりますので、町有地と疑うようなものではないというふうに考えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 ４番 妹川 征男君

じゃあ参考に、この８０８の１１、８０８の１０、８０８の８と８０８の９、赤線でやっているとところですね。これが、その事業者の２４年度、２５年度に申請をしようとした土地の広さです。まあ、目測でいけば、だいたい千三百坪ぐらいはあるかと思います。

これは、非常に町としてもこういうような内容で、あしや広報に出せば、市民オンプズの皆さん方も、それからそういう真実を知る人たちは、非常に怒りを出されるであろうし、そして、芦屋町としてもますますその傷口を大きくするんじゃないか、信用失墜することになるのではないかというようなことをお知らせして、この問題については、また来年の３月でも一般質問いたしますので。

じゃあ、次に行きます。芦屋海岸里浜づくりの問題です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。あとは、いいんですか。

○議員 ４番 妹川 征男君

（３）は、悪意の宣伝、これですね。裁判所の判決内容はどうであったか。これも今ちょっと

述べられましたから。

○議長 横尾 武志君

4番あたりはどうですか。

○議員 4番 妹川 征男君

4番ですね。これは、こういうような内容でもって、町は非常に悪質な事件であった。妨害行為が行われた。ある人が電話で建設に反対するように執拗に迫った。これは私のことですよ。反対するように、執拗に迫ってませんよ。私の陳述書にちゃんと書いてありますから、それも読んでください。開示請求できると思いますから。私は議会人として、議員必携に書かれているようなことで情報を提供し、歩いてそういう方々に事実はこうなんですよと言ったことが、また、電話で話したことが何で誹謗中傷になるんですか。前回は、裁判中ですので答えられませんか、そういう逃げの考え方、私はモラルの問題だと思います。許されません、そんなことは。これについては、もう答えは結構です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長、何か。

○福祉課長 吉永 博幸君

妨害行為の件につきまして、私どもも準備書面のほうに記載させてもらいましたので、その辺をちょっと述べさせてもらいたいと思います。妨害行為の認定については、いわゆる外形的事実、つまり何があったかということが最も重要でございます。

町が裁判所へ提出した報告書について、原告は、何があったという外形的な事実は一切争っていません。争うどころか、原告はそれらの行為を原告の関係者らであると認めた上で、かかる行為を行った目的や理由をるる説明し、アドバイスや情報提供だったと説明しています。

しかし、報告書のとおり、原告がアドバイスや情報提供だったと説明しても、住民の方々は、中立公正な情報提供とは受け取っていなかったことは明らかです。一旦、隣接地権者が同意していたものが取り消された事実、これに関して関係者がお詫び状まで町へ郵送してきたことなど、いくら原告の関係者らがアドバイスや情報提供であると言っても、受け手である住民の方々が、どのように捉えておられるのかが妨害行為の判断基準となるのです。

私たちは住民にお会いし、皆さんが発言された事実を報告書にまとめたものです。皆さんの本当の心の部分と受け止めました。皆さんは決して、アドバイスなどと考えておられませんでした。でたらめな報告書とも言われる理由も全く見当たりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

陳述書を見られて、このある人は、4人の方が誹謗中傷や妨害行為を行ったというように、4名の方だと思いますが、陳述書を書いておりますが、本件訴訟の被控訴人であるNPO法人ニューオンブズマンの会員になっている方もおられましたね。ところが、その陳述書の中には、私は形式上、被控訴人の会員になっています。私は何々を、同意を撤回させたといった事実は、全くありません。ましてや、被控訴人の一員として、そのような言動をとったことはありません。

つまり、オンブズマンの会員であったかもしれないけど、オンブズマンとして、そういう妨害行為を行ったではない。事実を知らせてだけであると、こうなってますから、今あなたが言われたのは、私が言いたいのはですね、こういうような裁判所の陳述書として、報告書として出す時には、その当該の方々に、こういうことを出しますよ、よろしいですかということを、例えば、どこそこの区長さん、それから地主さん、そういう方にこういう文書を裁判所に出しますという了解とられましたか。とることなしにね、一方的に出されることに、あなたたちの町当局のそういうモラルの問題にかかわるんじゃないか。本来ならばね、よく高校の、小中学校でもそうですけど、何かあったときにすぐにチクる、先生にチクる。やっぱり、いじめられた者、いじめた者、いじめられた者に対しては、教師はちゃんといじめられた人、する人、両方聞いた上で、考えていくんですよ。

その当時、あなたはこれを報告書、あなたの名前で出てますね。その報告書を出す時に、私が言う重岡さんですね。ちゃんと出しますよということを事前に言いましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

重岡さんには、出しますよとはお伝えしておりません。私は、事実を報告書として出しただけです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それが、偏見と思い込みと、そういう形でやられること自体が問題だと言ってるわけですよ。次行きます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

今度ばかりは、通告書どおりまともにいかれるかなと思って。きょうもまた、この通告書、何のためにあるのかわからないような一般質問だったんで。

町とすれば、先ほどからあつてますように、高裁が、これは早く言えば、妨害行為とかそういうのではなく情報公開の裁判ですよ。妹川議員もよく、情報公開するかしないかの裁判所の解釈であったわけでありまして。それで裁判所は、結局、情報公開されるということをしんしゃくしてされるものと、将来的に。で、公開しなさいということの裁判であるわけで、妨害行為とか何とかというようなことじゃない。

私は、言いたいのは、先ほど妹川さんが言われたように、この訴訟目的、何のために裁判したのかということで。これは、妹川議員も議員ですので、私この辺がわからないんですけど、「官制談合を追及することにある。本来であれば、条例に基づき、町議会の承認が必要であるところ、芦屋町が当該事業者らと結託して、官制談合を働き、町有地を一事業者に議会の承認もなく」。妹川議員も議員であれば、町有地を売却したり、貸したりする時、手続きがいるのでしょうか。手続きなしに貸すなんていうことは、一般の議会人、行政の方は、あまり知らないかわからないんですけど、必ずこれ公示しますよね。議会にもちゃんと諮りますよね。それを妹川議員、ずっと一般質問されていて、私この辺がわからない。町議会に承認が必要、町有地を議会の承認もなく利用させよと。これは妹川議員として、この文言はどういうふうに、議員としてですよ。あなたも議員として、このことに何の疑問も思わなかったのか。このことが、私は不思議でならなかったんです。訴訟理由だから、これ。どうなんですか。逆質問で申し訳ない。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

いいですよ。もう、時間が差し迫ってる。

私は、原告でもないし、被告でも、被控訴人でもありませんから、それは、NPO法人に聞いてください。議員としてと言われるならば、私は、控訴の第13準備書面ですかね。それにおいては、なるほど、そういうこともあり得るかなと思ったりもするんですよ。なぜかと。どうしてボートピア勝山の無償譲渡契約書、あれ関係あるじゃありませんか。あれ、議会で地方自治法96条で諮る必要があったんじゃないですか。仮に諮らなくてもいいですよ。諮る必要があると思うけれど。だったらそれをなぜ開示しないんですか。なぜ開示しないんですか、今もって。だから、やはり不信感を持つんじゃないですか。市民の皆さんもNPOの皆さんも、私も疑問に思っています。やりかねないかなと思ったりもしますよ。

以上です。

じゃあ、次に行きますが、次は、松尾課長さんか、企画課か。県は芦屋海岸の砂浜に、2万6、

000本、以前は3万8,000本だったと思いますが、松植樹を実施しようとしている。景観を損ない、また環境破壊につながる無謀な計画、税金の無駄使いでもあると私は以前から言っております。①は、3月から本格的な植樹を開始するとしているが、スケジュールはどうなっているのか。総工費はいくらか。そして、③松の植樹、維持。

総工費まで行きましょうか。①、②でお願いします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

里浜づくり事業は、芦屋町での飛砂被害の対策を福岡県へ要請してきたものです。海岸に近い幸町区や、白浜町区、浜崎区などの住民の皆さんにとっては、飛砂によって生活被害を受けており、さらに芦屋町にとっても、海浜公園や芦屋中央病院などへの飛砂被害も甚大であり、このため県には、予算確保に努め、着実に里浜づくり事業を実施することを要望してきました。

この福岡県による里浜づくり事業が、本格的に取り組まれることで、芦屋町での飛砂被害の対策が進むことを期待しております。26年度の植栽のスケジュールは、2月ごろに第6回実行委員会を開催、3月ごろにスーパークロマツの植樹という予定でございます。今後、福岡県と協議を行い、詳細を決めてまいります。

総工費につきまして、福岡県によれば、2億3,000万円で、このうち45%が社会資本整備総合交付金ということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

残りは、45%の残りは。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

55%が県費ということになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、松の植樹、3番ですね。お願いします。

○議長 横尾 武志君

どこがどこやら、さっぱりわからん。何か質問せんと、私も言いよることが。
妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

③、松の植栽、維持・管理は、町と県とどのような取り決めを行っていますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

協定書につきましては、まず、事務方で協議を行い、町長へ報告を行いながら、協議がまとまりましたら、議会にも報告いたし、県との締結になると考えております。

県の考え方もあるとは思いますが、双方の合意が基本になると考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

ここに、平成 22 年の 3 月に芦屋港海岸里浜緑地（仮称）の管理に関する基本協定書、こういうのがあります。それから、この管理に関する覚書（案）が 22 年 3 月ですね。その中に、植栽の育成管理については、松の植栽が終了する年度の翌年度から 10 年間は甲が行うものとし、それ以降は乙が行うものとする。植えてから、松の植栽が終了ですから平成 28 年くらいまでに植えてしまうんですかね。第一回、第二、第三に、スケジュールはそうなっていますが、その植栽が終わってから 10 年間は県が行うと。それ以降は、乙が行うものとするというような覚書、協定書等がありますが、こういうことについては、お話はされているのですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

22 年 3 月には、今妹川議員がおっしゃいました芦屋港港湾緑地管理協定、それと芦屋町海岸遊歩道等管理協定と同時に、仮称としての芦屋港海岸里浜緑地の管理に関する基本協定の 3 協定について、協議が行われております。23 年 4 月には、この三つの協議のうち、芦屋港港湾緑地管理協定書と芦屋海岸遊歩道等管理協定書を締結しています。

23 年 8 月に第四回里浜づくり実行委員会の事前調整会議の中で、維持管理に関する協議を行っておりますが、その後は行ってはおりません。里浜づくり事業につきましては、町としては当初から飛砂効果があらわれるまで、福岡県による維持管理体制が基本となっているというふうに

は考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

来年の2月くらいに、もう第一工区、第二、第三とこう進んでいくわけですけど、基本協定書とか管理書、覚書をつくった上で、その2万6,000本の植栽をスタートするのが本来の姿だろうと思うんですけども、私が心配しているのは、この維持管理、維持管理は誰が行うのか。この皆さん方に、お手元に配布しておりますこれは、広報あしやとともに、同時に配布されたものです。土木事務所が、県土が出したところなんですけど、私たちの洞山保存会の会員さんも「わー、これいいな」と「これ、植えようや」というような話になったんですけど。「いいね」という話もありましたが、町民の皆様方はそういうお気持ちになるだろうと思います。

あの玄海レクリゾート構想も非常にすばらしい絵が描いてありました。全く同じようなもので、これを植樹した後がどうなるのか。絵を見てみてください。左のほう、松を植える箇所、静砂垣イメージ。これは、今試験的ですから、これが何百区もできるわけですね。あの広大な砂浜に。砂山や柵を越える橋、ボードウォークイメージ。いかがでしょう。人が歩く道、虹の松原のようになるわけですよ。そして、右のほうの砂を止めるフェンス、これ約3メートルですか、180メートル、高さ3メートル、180メートルですかね。こういうことを計画し、来年の2月からやられるとすれば、町民の皆さんは、どれくらいのボランティア、一年間に何人くらい必要だと思いますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

この間、技術実行委員会でもお話がありましたが、向こう5年間くらいは、ボランティアの方が必要ということではなく、ボランティアの方も含めて育成を図っていかなければいけないということで、これからの課題であろうというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

虹の松原とか三里松原の人たちは、大体年間5,000人ですね。何回かに分けて植えるでしょうけど、1年間に5,000人の方々を集めなければならないというふうに言われています。

私たちは、この芦屋港湾を約93億円。そして、離岸堤、それから沖防、防砂堤、なみかけ大橋、160億円を超えていると言われているが、その上にこのように広大化した砂浜に松を植えることが本当に正しいことなのか。

よく言われます。松が枯れているんだから、一緒にみんなで植えようやないかと、老人会、子供会、そして婦人会、商工会。いいですよ。でも、維持管理、大変なことです。実際に、この裏のほうを見てください。資料5です。私は、ずっといつも松が生えているところ、それから枯れているところ、二カ月、三カ月に一遍ごとにずっと撮ってきております。樹齢150年、200年たったところもあります。資料5の一番上は、40年代です。皆さんもよくここで泳がれたと思います。上の3番は、植樹。今、育ってますね。こういうように育っていけばいいと思いますが、この静砂垣を越えているのもありましょう。越えて、そしてこれが2メートル、3メートル、四年、五年でしょうね。そうしますと、いろいろと変化が出てくると思います。実際に、4番目、海岸背後地のアクアシアンの松も松枯れが進んでおります。これ、写真があんまりよろしくないです。印刷が。

それから、海浜公園、悠然と立つ松の大木も3本とももうすぐやられるでしょう。非常に松の日陰になっていいとこです。それから、その背後地の松林も紅葉化してしまいました。これは、ある議員が「妹川さん、あそこ写真撮っといたほうがいいよ。」を言われて、撮ったところなんですけども。今これ緑になってますけど、これがもう紅葉化して、今もう大分伐採しているんじゃないでしょうか。

海浜公園駐車場の松枯れ、これ維持管理、立派にできてますよ。でも、もう松枯れで。その松枯れの下根っこは、もう切られてます。たくさん切られてます。次は、芦屋港湾背後地の緑地の松枯れ。田屋地区の山鹿貝塚南側の松。そして、貝塚北側の駐車場もこんなふうになってます。今、貝塚は1本もありません。樹齢60年ぐらいたっていた松のようですね。田屋区の皆さんが二千本か三千本植えたところなんですけど、1本もありません。だから、広葉樹を植えればよかったのになと、何で松にこだわるんでしょうか。

堂山の松も、これは洞山保存会がこの松を右側の松ですが、これを斜めになってたのをなんとか守ろうということで、さまざまな樹木を植えたところなんですけど、残念ながらこれも伐採されてしまいました。国民宿舎の松もほとんど枯れております。すごいのは、鶴松墓地の森林は、松林は櫛の歯が欠けるかのごとく枯れ、伐倒され、今町のほうは松の苗を植樹しているようですけれど、四年、五年くらいは、いいんですよ。六年、七年経ったらどうなるのか、ぜひ、これを広葉樹を植えていただいたらいいかなと思っています。

それから、基地内、芦屋基地内の松枯れはひどいものです。これは、空中散布してます。残念ながら、芦屋の場合は空中散布できないので、洞山は空中散布しているでしょうけど、この基地

は空中散布をされているにもかかわらず、下のほうにいきますと、風雨にさらされ、樹皮を失って白骨化し、徐々に朽ちていく。大城区よりシャッターで撮りました。

マダラカミキリ虫とは、何なのかということで、松枯れは、マツノザイセンチュウという体長1ミリ、ちっちゃいですね、にも満たない線虫が樹体内に入ることによって引き起こす。そして、その線虫を松から松へ運ぶのがマツノマダラカミキリという虫なんですよ。マダラカミキリノ幼虫は、おおむね太さ2センチ以上の幹、左側にあるこの樹木、穴があいてますね。これ計ってみたら4センチありましたけれど。もう、全県下に、こうやって松くい虫によって被害に遭う。

左側下のほうは、はまゆう群生地より先の白岩海岸です。これは、総務財政委員会の皆さんと視察に行ったところなんです、このように植えちゃあ枯れ、植えちゃあ枯れで、8回植えているんですね。8回枯れて、その3枚目のところがこれは、植物学者の先生に来ていただいて、現地を見ていただいた時の写真です。そして、その次は、松くい虫によって赤く染まっているところが紅葉化しているところがあります。

右側のほうの2枚は、これはホームページから取ったものですけども。皆さん方、ワークショップによって合意形成を受けたと、こういつも言われますけど、ワークショップは35名でスタートしました。私も6回行きました。そして、5回目はわずか9人でした。そして、これで合意形成というふうに決まって、今は実行委員会や技術検討委員会というふうに進められ、そしてここにあるような工事を着工しようとしております。

質問をしなくちゃなりませんね。鶴松団地、芦屋基地、洞山、海浜公園、マリントラス、どうですか。枯れた本数がどういうふうになったか、お願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

時間がないからね、簡潔に。

○地域づくり課長 松尾 昭徳君

芦屋町内全部、町、県、言われました基地、国関係の分全部で、6年間の合計で1万5,385本伐倒しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今のは芦屋町ですね。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 昭徳君

はい。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

岡垣町は、20年から25年の間に8万1,511本枯れております。宗像市は、3万134本、あわせて民有地が7,500ですので、約三万八千、三万七千本枯れているという統計が出ております。だから、植えてもこういう実態があることを考えた時に、本当に私心配するのが芦屋の海岸が本当に砂浜がなくなっていく。松の植樹は後世に禍根を残すのではというふうに思っているわけです。

今、さつき松原とか虹の松原、三里松原のことについて、学者さんは非常にいい松林になっているというふうによく言われます。それをワークショップでも実行委員会でも紹介されますけども、あの当時、黒田藩が300年前に、今黒田勘兵衛の子供であります黒田長政がああいう田畑、新田開発のために農民や漁民やさまざまな方々に動員をかけて松を植える。そして、そのことによって、その松葉かきする。枝打ちする。それが燃料として、使われていたんですね。

今、そういうようなお気持ちで本当にボランティアを長年、今から五年、十年、二十年やっていけるのかな。非常に心配しております

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で妹川議員の一般質問は終わりました。

_____ . _____ . _____

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。8日月曜日も一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまです。

午後4時40分散会
